

令和 5 年 3 月 2 日 提出

今治市議会定例会（第 2 回）議案

今治市議会定例会（第2回）議案目次

議案 番号	件名	ページ
9	令和5年度 今治市一般会計予算	別 冊
10	令和5年度 今治市用地取得特別会計予算	〃
11	令和5年度 今治市墓園事業特別会計予算	〃
12	令和5年度 今治市船舶交通特別会計予算	〃
13	令和5年度 今治市港湾事業特別会計予算	〃
14	令和5年度 今治市鉱泉供給事業特別会計予算	〃
15	令和5年度 今治市駐車場特別会計予算	〃
16	令和5年度 今治市国民健康保険特別会計予算	〃
17	令和5年度 今治市後期高齢者医療特別会計予算	〃
18	令和5年度 今治市介護保険特別会計予算	〃
19	令和5年度 今治市水道事業会計予算	〃
20	令和5年度 今治市簡易水道事業会計予算	〃
21	令和5年度 今治市工業用水道事業会計予算	〃
22	令和5年度 今治市下水道事業会計予算	〃
23	今治市支所設置条例の一部を改正する条例制定について	1
24	今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例制定について	5
25	今治市開発総合センター条例の一部を改正する条例制定について	25

26	今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準	31
	を定める条例の一部を改正する条例制定について	
27	今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一	35
	部を改正する条例制定について	
28	今治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条	43
	例の一部を改正する条例制定について	
29	今治市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について	51
30	今治市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について	55
31	今治市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定につい	61
	て	
32	今治市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について	65
33	今治市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について	69
34	今治市なみかた海の交流センター条例の一部を改正する条例制定につい	79
	て	
35	今治市公園条例の一部を改正する条例制定について	85
36	今治市営住宅条例制定について	91
37	今治市港湾施設管理条例の一部を改正する条例制定について	129
38	今治市公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制	135
	定について	

39	今治市小規模下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例	145
	制定について	
40	今治市給水条例の一部を改正する条例制定について	151
41	財産の無償貸付について（今治市玉川龍岡活性化センター）	157
42	新たに生じた土地の確認について（大三島地区造船振興土地造成地）	161
43	字の区域の変更について（大三島地区造船振興土地造成地）	165
44	市営土地改良事業の施行について（旦地区）	169
45	市営土地改良事業の施行について（宅間地区）	173
46	市営土地改良事業の施行の変更について（関前大下地区）	177
47	船舶交通特別会計への繰入れについて（令和 5 年度）	181
48	港湾事業特別会計への繰入れについて（令和 5 年度）	183

今治市支所設置条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

伯方支所の仮移転に伴い、支所の位置を改正しようとするもの。

今治市支所設置条例の一部を改正する条例

今治市支所設置条例（平成17年今治市条例第16号）の一部を次のように改正する。
別表伯方支所の項位置の欄中「木浦甲1235番地」を「叶浦甲1668番地30」に改める。

附 則

この条例は、令和5年12月31日までの間において規則で定める日から施行する。

「参 考」

今治市支所設置条例改正条項新旧対照表

新			旧		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
伯方支所	今治市伯方町 <u>叶浦甲</u> 1668番地30	伯方町の区 域	伯方支所	今治市伯方町 <u>木浦甲</u> 1235番地	伯方町の区 域

今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

建築基準法(昭和25年法律第201号)及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号)の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

今治市建築関係手数料条例（平成17年今治市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第10条中第72号を第74号とし、第66号から第71号までを2号ずつ繰り下げ、同条第65号ア（ア）の表中

「

左記以外の場合	
	41,700円
	46,600円
	41,700円
	46,600円
	83,900円
	139,800円
	238,200円
	341,700円

」

を

「

左記以外の場合	
基準省令第10条第2号イ（1）及びロ（1）に規定する基準による審査の場合	基準省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に規定する基準による審査の場合
41,700円	21,500円
46,600円	23,100円
41,700円	21,500円
46,600円	23,100円
83,900円	40,200円
139,800円	69,400円
238,200円	125,700円

341,700円	190,400円
----------	----------

」

に改め、同号ア(イ)中「認定に係る」を削り、同号を同条第67号とし、同条第64号中「第62号」を「第64号」に改め、同号を同条第66号とし、同条第63号を同条第65号とし、同条第62号アの表中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）」を「基準省令」に改め、同号を同条第64号とし、同条中第61号を第63号とし、同条第60号ア(イ)中「住棟全体又は住戸部分を加えた」を削り、同号ア(イ)の表中

「

左記以外の場合	
	41,700円
	41,700円
	83,900円
	118,000円
	166,000円
	238,400円
	342,100円
	464,300円
	609,800円
	717,300円

」

を

「

左記以外の場合	
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経	基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準に

経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。） 第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査の場合	による審査の場合
41,700円	21,500円
41,700円	21,500円
83,900円	40,200円
118,000円	58,100円
166,000円	83,400円
238,400円	125,900円
342,100円	190,700円
464,300円	272,500円
609,800円	353,300円
717,300円	403,300円

」

に改め、同号イの表中

「

建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「誘導基準告示」という。)Iの第1に規定する基準(1の1-2ただし書及び2の2-1ただし書に規定するものを除く。)による審査の場合	誘導基準告示Iの第1の1の1-2ただし書及び2の2-1ただし書に規定する基準による審査の場合
291,700円	105,600円
464,900円	176,800円

661,500円	286,100円
811,200円	373,500円
956,100円	448,700円
1,091,200円	526,400円

を

基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査の場合	左記以外の場合
105,600円	291,700円
176,800円	464,900円
286,100円	661,500円
373,500円	811,200円
448,700円	956,100円
526,400円	1,091,200円

に改め、同号を同条第62号とし、同条第59号を同条第61号とし、同条第58号中「第56号」を「第58号」に改め、同号を同条第60号とし、同条中第22号から第57号までを2号ずつ繰り下げ、第21号を第23号とし、同号の前に次の1号を加える。

(22) 高度地区における建築物の高さの許可申請手数料 181,000円

第10条中第20号を第21号とし、第10号から第19号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 建築物の容積率の特例認定申請手数料 31,000円

第13条第1項中「第56号」を「第58号」に、「第72号」を「第74号」に改め、同条第2項中「第56号」を「第58号」に、「第72号」を「第74号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の今治市建築関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申

請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市建築関係手数料条例改正条項新旧対照表

新	旧
(その他手数料) 第10条 第2条から前条までの規定以外の手 手数料は、次の各号に掲げる事務につき、1件 につきそれぞれ当該各号に掲げる額とする。 (1) ～ (9) 略 <u>(10) 建築物の容積率の特例認定申請手数 料 31,000円</u> <u>(11) ～ (21) 略</u> <u>(22) 高度地区における建築物の高さの許 可申請手数料 181,000円</u> <u>(23) ～ (59) 略</u> <u>(60) 長期優良住宅維持保全計画認定申請 手数料</u> 長期優良住宅維持保全計画認定申請手 数料は、同条第58号イの表に定める額と同 一の額とする。 <u>(61) 略</u> <u>(62) 低炭素建築物新築等計画認定申請手 数料</u> 低炭素建築物新築等計画認定申請手数 料は、次のとおりとする。ただし、都市の 低炭素化の促進に関する法律（平成24年法 律第84号）第54条第2項の規定により法第 6条第1項に規定する建築基準関係規定 に適合するかどうかの審査を申し出る場 合は、第2条及び第3条に定める手数料の	(その他手数料) 第10条 第2条から前条までの規定以外の手 手数料は、次の各号に掲げる事務につき、1件 につきそれぞれ当該各号に掲げる額とする。 (1) ～ (9) 略 _____ _____ <u>(10) ～ (20) 略</u> _____ _____ <u>(21) ～ (57) 略</u> <u>(58) 長期優良住宅維持保全計画認定申請 手数料</u> 長期優良住宅維持保全計画認定申請手 数料は、同条第56号イの表に定める額と同 一の額とする。 <u>(59) 略</u> <u>(60) 低炭素建築物新築等計画認定申請手 数料</u> 低炭素建築物新築等計画認定申請手数 料は、次のとおりとする。ただし、都市の 低炭素化の促進に関する法律（平成24年法 律第84号）第54条第2項の規定により法第 6条第1項に規定する建築基準関係規定 に適合するかどうかの審査を申し出る場 合は、第2条及び第3条に定める手数料の

額を加えた額とする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合
建築物の区分に応じ、次の表の中欄
又は右欄に定める額とする。ただし、共
同住宅等にあつては次のとおりとする。

(ア) 略

(イ) 認定の申請区分が _____
_____ 住棟全体の場合
認定に係る建築物の共用部分の床面
積の合計の区分に応じ、次の表の中欄
又は右欄に定める額に、棟の総戸数に
応じた (ア) による額を加えた額

区分	都 市 の 低 炭 素 化 の 促 進 に 関 する 法 律 第 54 条 第 1 項 各 号 に 規 定 する 基 準 の 適 合 性 に 関 し、住 宅 の 品 質 確 保 の 促 進 等 に 関 する 法 律 第 5	左記以外の場合	
		建 築 物	基 準 省 令 第 10 条 第 2 号 イ (2) 及 び ロ (2) に 規 定 す る 基 準 に よ る 審 査 の 場 合
		エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 基 準 等	
		を 定 め る 省 令	
		(平成 28 年 経 済 産 業 省 令・国 土 交 通 省 令 第 1 号。以 下「基 準 省 令」と い う。)	
		第 10 条	

額を加えた額とする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合
建築物の区分に応じ、次の表の中欄
又は右欄に定める額とする。ただし、共
同住宅等にあつては次のとおりとする。

(ア) 略

(イ) 認定の申請区分が 住棟全体又は
住戸部分を加えた住棟全体の場合
認定に係る建築物の共用部分の床面
積の合計の区分に応じ、次の表の中欄
又は右欄に定める額に、棟の総戸数に
応じた (ア) による額を加えた額

区分	都 市 の 低 炭 素 化 の 促 進 に 関 する 法 律 第 54 条 第 1 項 各 号 に 規 定 する 基 準 の 適 合 性 に 関 し、住 宅 の 品 質 確 保 の 促 進 等 に 関 する 法 律 第 5	左記以外の場合	
		建 築 物	基 準 省 令 第 10 条 第 2 号 イ (2) 及 び ロ (2) に 規 定 す る 基 準 に よ る 審 査 の 場 合
		エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 基 準 等	
		を 定 め る 省 令	
		(平成 28 年 経 済 産 業 省 令・国 土 交 通 省 令 第 1 号。以 下「基 準 省 令」と い う。)	
		第 10 条	

条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)	第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査の場合
若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能	

条第1項に規定する登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)	
若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能	

			判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)の適合証の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の設計住宅性能評価書の交付を受けている場合		
		1戸建ての住宅	6,100円	<u>41,700</u> 円	<u>21,500</u> 円
共同住宅等	住戸の数	戸数が1	6,100円	<u>41,700</u> 円	<u>21,500</u> 円
		戸数が2	11,900	<u>83,900</u>	<u>40,200</u>

			判定機関(以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。)の適合証の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の設計住宅性能評価書の交付を受けている場合		
		1戸建ての住宅	6,100円		<u>41,700円</u>
共同住宅等	住戸の数	戸数が1	6,100円		<u>41,700円</u>
		戸数が2	11,900		<u>83,900円</u>

以上 5 以下	円	円	円
戸数が 6 以上 10 以下	20, 100 円	<u>118, 000 円</u>	<u>58, 100 円</u>
戸数が 11 以上 25 以下	33, 200 円	<u>166, 000 円</u>	<u>83, 400 円</u>
戸数が 26 以上 50 以下	55, 500 円	<u>238, 400 円</u>	<u>125, 900 円</u>
戸数が 51 以上 100 以下	99, 300 円	<u>342, 100 円</u>	<u>190, 700 円</u>
戸数が 101 以上 200 以下	157, 600 円	<u>464, 300 円</u>	<u>272, 500 円</u>
戸数が 201 以上 300 以下	200, 400 円	<u>609, 800 円</u>	<u>353, 300 円</u>
戸数が 301 以上	215, 600 円	<u>717, 300 円</u>	<u>403, 300 円</u>

--	--	--	--

イ 住宅以外の用途の建築物の場合 次の表に定める額

床面積の合計	都市の低炭素化の促進に関する法律第 54	基準省令第 10 条第 1 号 イ (2) 及びロ (2) に規定する	左記以外の場合

以上 5 以下	円	
戸数が 6 以上 10 以下	20, 100 円	<u>118, 000 円</u>
戸数が 11 以上 25 以下	33, 200 円	<u>166, 000 円</u>
戸数が 26 以上 50 以下	55, 500 円	<u>238, 400 円</u>
戸数が 51 以上 100 以下	99, 300 円	<u>342, 100 円</u>
戸数が 101 以上 200 以下	157, 600 円	<u>464, 300 円</u>
戸数が 201 以上 300 以下	200, 400 円	<u>609, 800 円</u>
戸数が 301 以上	215, 600 円	<u>717, 300 円</u>

--	--	--	--

イ 住宅以外の用途の建築物の場合 次の表に定める額

床面積の合計	都市の低炭素化の促進に関する法律第 54	建築物に係るエネルギーの使用の合理化の促進の層の促進	誘導基準告示 I の第 1 の 1 の 1 - 2 ただし書及び 2 の 2

	条 第 1	基準によ	
	項 各 号	る 審 査 の	
	に 規 定	場 合	
	す る 基		
	準 の 適		
	合 性 に		
	関 し、登		
	録 建 築		
	物 エ ネ		
	ル ギ ー		
	消 費 性		
	能 判 定		
	機 関 の		
	適 合 証		
	の 交 付		
	を 受 け		
	て い る		
	場 合		
		</	

300平方メートル以内のもの	11,800円	<u>105,600円</u>	<u>291,700円</u>
----------------	---------	-----------------	-----------------

条第1項各号に規定する基準の適合性に 関し、登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合	その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準(平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「誘導基準告示」という。)Ⅰの第1に規定する基準(1の1-2ただし書及び2の2-1ただし書に規定するものを除く。)による審査の場合	Ⅰただし書に規定する基準による審査の場合
300平方メートル以内のもの	11,800円	291,700円
		105,600円

300平方メートル以内のもの	11,800円	<u>291,700円</u>	<u>105,600円</u>
----------------	---------	-----------------	-----------------

300平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内のもの	32,800 円	<u>176,800円</u>	<u>464,900円</u>
2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以内のもの	97,500 円	<u>286,100円</u>	<u>661,500円</u>
5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの	154,200 円	<u>373,500円</u>	<u>811,200円</u>
10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以内のもの	194,600 円	<u>448,700円</u>	<u>956,100円</u>
25,000平方メートルを超え るもの	243,200 円	<u>526,400円</u>	<u>1,091,200円</u>

ウ 略

(63) 略

(64) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料は、次のとおりとする。

ア 工場、倉庫等これらに類する建築物（以下「工場等建築物」という。）の場合

300平方メートルを超え、 2,000平方メートル以内のもの	32,800 円	<u>464,900円</u>	<u>176,800円</u>
2,000平方メートルを超え、 5,000平方メートル以内のもの	97,500 円	<u>661,500円</u>	<u>286,100円</u>
5,000平方メートルを超え、 10,000平方メートル以内のもの	154,200 円	<u>811,200円</u>	<u>373,500円</u>
10,000平方メートルを超え、 25,000平方メートル以内のもの	194,600 円	<u>956,100円</u>	<u>448,700円</u>
25,000平方メートルを超え るもの	243,200 円	<u>1,091,200円</u>	<u>526,400円</u>

ウ 略

(61) 略

(62) 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料は、次のとおりとする。

ア 工場、倉庫等これらに類する建築物（以下「工場等建築物」という。）の場合

次の表に定める額

床面積の合計	基準省令	左記以外の場合
		合
	第1条第1項第1号イに規定する基準による審査の場合	

--	--	--

イ 略

(65) 略

(66) 建築物エネルギー消費性能確保計画
軽微変更証明交付手数料

建築物エネルギー消費性能確保計画
軽微変更証明交付手数料は、第64号に定める額の2分の1とする（当該額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）。

(67) 建築物エネルギー消費性能向上計画
認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能向上計画
認定申請手数料は、次のとおりとする。
ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築

次の表に定める額

床面積の合計	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。）	左記以外の場合
		合
	第1条第1項第1号イに規定する基準による審査の場合	

--	--	--

イ 略

(63) 略

(64) 建築物エネルギー消費性能確保計画
軽微変更証明交付手数料

建築物エネルギー消費性能確保計画
軽微変更証明交付手数料は、第62号に定める額の2分の1とする（当該額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）。

(65) 建築物エネルギー消費性能向上計画
認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能向上計画
認定申請手数料は、次のとおりとする。
ただし、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第2項の規定により法第6条第1項に規定する建築

基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合 次の(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 認定の申請区分が住戸のみの場合
認定を受ける住戸の数に応じ、次の表に定める額

区分	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項に規定する基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合又は	左記以外の場合	
		基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査の場合	基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査の場合

基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る場合は、第2条及び第3条に定める手数料の額を加えた額とする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合 次の(ア)又は(イ)に定める額

(ア) 認定の申請区分が住戸のみの場合
認定を受ける住戸の数に応じ、次の表に定める額

区分	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項に規定する基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合又は	左記以外の場合	
		基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査の場合	基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査の場合

		登録住宅 性能評価 機関の設 計住宅性 能評価書 の交付を 受けてい る場合					登録住宅 性能評価 機関の設 計住宅性 能評価書 の交付を 受けてい る場合	
1戸 建て の住 宅	床面積の 合計が200 平方メー トル未満 のもの	6,100円	<u>41,700円</u>	<u>21,500円</u>	1戸 建て の住 宅	床面積の 合計が200 平方メー トル未満 のもの	6,100円	<u>41,700円</u>
	床面積の 合計が200 平方メー トル以上 のもの		<u>46,600円</u>	<u>23,100円</u>		床面積の 合計が200 平方メー トル以上 のもの		<u>46,600円</u>
共同 住宅 等	戸数が1 かつ床面 積の合計 が200平方 メートル 未満のも の	6,100円	<u>41,700円</u>	<u>21,500円</u>	共同 住宅 等	戸数が1 かつ床面 積の合計 が200平方 メートル 未満のも の	6,100円	<u>41,700円</u>
	戸数が1 かつ床面 積の合計 が200平方 メートル 以上のも		<u>46,600円</u>	<u>23,100円</u>		戸数が1 かつ床面 積の合計 が200平方 メートル 以上のも		<u>46,600円</u>

の			
戸数が2 以上4以 下	11,900円	<u>83,900円</u>	<u>40,200円</u>
戸数が5 以上15以 下	24,900円	<u>139,800円</u>	<u>69,400円</u>
戸数が16 以上45以 下	55,300円	<u>238,200円</u>	<u>125,700</u> 円
戸数が46 以上	99,000円	<u>341,700円</u>	<u>190,400</u> 円

(イ) 認定の申請区分が住棟全体又は
住戸部分を加えた住棟全体の場合
_____住棟の総戸数に応じ、(ア)
の表に定める額

イ～エ 略

(68) ～ (74) 略

(手数料の減免)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条から第10条まで（同条第58号から第74号までを除く。）に規定する額の2分の1とする。

(1) ～ (2) 略

2 災害救助法（昭和22年法律第118号）を発動した区域内において災害により滅失し、又は損壊した建築物、建築設備及び工作物を災害の発生した日から6月以内に建築し、又は築造する場合は、第2条から第10条まで（同条第58号から第74号までを除く。）に規定する額は、無料とする。

の		
戸数が2 以上4以 下	11,900円	<u>83,900円</u>
戸数が5 以上15以 下	24,900円	<u>139,800円</u>
戸数が16 以上45以 下	55,300円	<u>238,200円</u>
戸数が46 以上	99,000円	<u>341,700円</u>

(イ) 認定の申請区分が住棟全体又は
住戸部分を加えた住棟全体の場合
認定に係る住棟の総戸数に応じ、(ア)
の表に定める額

イ～エ 略

(66) ～ (72) 略

(手数料の減免)

第13条 次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条から第10条まで（同条第56号から第72号までを除く。）に規定する額の2分の1とする。

(1) ～ (2) 略

2 災害救助法（昭和22年法律第118号）を発動した区域内において災害により滅失し、又は損壊した建築物、建築設備及び工作物を災害の発生した日から6月以内に建築し、又は築造する場合は、第2条から第10条まで（同条第56号から第72号までを除く。）に規定する額は、無料とする。

3 ~ 5 略	3 ~ 5 略
---------	---------

今治市開発総合センター条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

今治市伯方開発総合センターの図書相談コーナー、大会議室、応接室兼会議室及び応接室を廃止しようとするもの。

今治市開発総合センター条例の一部を改正する条例

今治市開発総合センター条例（平成17年今治市条例第84号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表中図書相談コーナーの項、大会議室の項、応接室兼会議室の項及び応接室の項を削り、同表割増料金の項中「及び図書相談コーナー」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年12月31日までの間において別に規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに発生した図書相談コーナー、大会議室、応接室兼会議室及び応接室に係る使用料については、改正前の今治市開発総合センター条例の規定は、なおその効力を有する。

「参 考」

今治市開発総合センター条例改正条項新旧対照表

新

別表（第8条関係）

1 今治市伯方開発総合センター使用料

区分	使用時間帯		8：30～	12：30～	17：30～	8：30～	12：30～	8：30～	超過料金 （1時間 につき）
			12：30	17：30	21：30	17：30	21：30	21：30	
大ホール	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	5,500	6,600	8,800	12,100	15,400	20,900	2,200		
和室	800	1,100	1,600	1,900	2,700	3,500	500		
中会議室	800	1,100	1,600	1,900	2,700	3,500	500		
研修室	800	1,100	1,600	1,900	2,700	3,500	500		
調理実習室	1,600	2,200	2,700	3,800	4,900	6,600	700		
青年研修室	1,100	1,600	2,200	2,700	3,800	4,900	600		
大ホール音響設備	4,400	4,400	4,400	8,800	8,800	13,200	1,100		

割増料金	1 冷暖房設備を使用するときは、各室所定料金の2割増とする。ただし、大ホール_____の場合は、5割増とする。 2 入場料、観覧料その他名目のいかんを問わず入場について直接若しくは間接の金銭を徴収するとき又は物品を販売若しくは展示するときは各室所定の料金（設備及びピアノ料金は除く。）の10割増とする。
------	---

備考 略

2～3 略

旧

別表（第8条関係）

1 今治市伯方開発総合センター使用料

区分	使用時間帯						
	8：30～ 12：30	12：30～ 17：30	17：30～ 21：30	8：30～ 17：30	12：30～ 21：30	8：30～ 21：30	超過料金 （1時間 につき）
大ホール	円 5,500	円 6,600	円 8,800	円 12,100	円 15,400	円 20,900	円 2,200
図書相談コーナー	<u>1,500</u>	<u>2,200</u>	<u>3,300</u>	<u>3,700</u>	<u>5,500</u>	<u>7,000</u>	<u>900</u>
和室	800	1,100	1,600	1,900	2,700	3,500	500
大会議室	<u>1,100</u>	<u>1,600</u>	<u>2,200</u>	<u>2,700</u>	<u>3,800</u>	<u>4,900</u>	<u>600</u>
中会議室	800	1,100	1,600	1,900	2,700	3,500	500
研修室	800	1,100	1,600	1,900	2,700	3,500	500
応接室兼会議室	<u>800</u>	<u>1,100</u>	<u>1,600</u>	<u>1,900</u>	<u>2,700</u>	<u>3,500</u>	<u>500</u>
調理実習室	1,600	2,200	2,700	3,800	4,900	6,600	700
青年研修室	1,100	1,600	2,200	2,700	3,800	4,900	600
応接室	<u>1,100</u>	<u>1,600</u>	<u>2,200</u>	<u>2,700</u>	<u>3,800</u>	<u>4,900</u>	<u>600</u>
大ホール音響設備	4,400	4,400	4,400	8,800	8,800	13,200	1,100

割増料金	1 冷暖房設備を使用するときは、各室所定料金の2割増とする。ただし、大ホール及び図書相談コーナーの場合は、5割増とする。 2 入場料、観覧料その他名目のいかなるものを問わず入場について直接若しくは間接の金銭を徴収するとき又は物品を販売若しくは展示するときは各室所定の料金（設備及びピアノ料金は除く。）の10割増とする。
------	---

備考 略

2～3 略

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年今治市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
運営に関する基準を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
第26条 削除	<u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u> 第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。<u>以下この条において同じ。</u>）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を採るときは、<u>身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u>

今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関
する基準を定める条例の一部を改正する条例

今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年今治市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条中「設置するときは、」の次に「その行う保育に支障がない場合に限り、」を加え、同条ただし書を削る。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 2 この条例による改正後の今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下この項において「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

「参 考」

今治市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
<u>(安全計画の策定等)</u>	
<u>第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u>	
<u>2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u>	
<u>3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u>	
<u>4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u>	
<u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u>	
<u>第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動</u>	

その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2. 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業所を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

第13条 削除

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

（懲戒に係る権限の濫用禁止）

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に

(衛生管理等) 第14条 略 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、<u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。</u> 3～5 略	<u>対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u> (衛生管理等) 第14条 略 2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u> _____よう努めなければならない。 3～5 略
--	--

今治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

今治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年今治市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第6条の次に次の2条を加える。

（安全計画の策定等）

第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

- 3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の今治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

「参 考」

今治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営
に関する基準を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
<u>(安全計画の策定等)</u>	
<u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u>	
<u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。</u>	
<u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u>	
<u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u>	
<u>(自動車を行運転する場合の所在の確認)</u>	

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第13条 略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の

(衛生管理等)

第13条 略

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる

防止のための研修並びに感染症の予防及び
まん延の防止のための訓練を定期的に実施
するよう努めなければならない。

3 略

____よう努めなければならない。

3 略

今治市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

医療費助成の対象者の範囲を拡大しようとするもの。

今治市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

今治市子ども医療費助成条例（平成17年今治市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項中「15歳」を「18歳」に改める。

第3条第1項中「保護者」の次に「（子どもが婚姻をした場合は、当該子ども）」を加え、同条第2項中「当該子どもを監護する保護者は、」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の今治市子ども医療費助成条例の規定は、令和5年8月1日以後に受ける保険給付に係るものについて適用し、同日前に受けた保険給付に係るものについては、なお従前の例による。

「参考」

今治市子ども医療費助成条例改正条項新旧対照表

新	旧
(定義)	(定義)
第2条 この条例において「子ども」とは、出生の日から <u>18歳</u> に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者のうち、次の各号のいずれにも該当するものをいう。	第2条 この条例において「子ども」とは、出生の日から <u>15歳</u> に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者のうち、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
(1) ～ (2) 略	(1) ～ (2) 略
2 この条例において「児童」とは、子どものうち6歳に達する日以後の最初の4月1日から <u>18歳</u> に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者をいう。	2 この条例において「児童」とは、子どものうち6歳に達する日以後の最初の4月1日から <u>15歳</u> に達する日以後の最初の3月末日までの間にある者をいう。
3～7 略	3～7 略
(助成対象者)	(助成対象者)
第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、保護者 <u>（子どもが婚姻をした場合は、当該子ども）</u> であって、本市に住所を有する者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める者は、この限りでない。	第3条 この条例に定める医療費の助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、保護者_____であって、本市に住所を有する者でなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める者は、この限りでない。
2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、_____助成対象者とししない。	2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当するときは、 <u>当該子どもを監護する保護者は、</u> 助成対象者とししない。
(1) ～ (4) 略	(1) ～ (4) 略

今治市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

養護老人ホーム楠風園を廃止しようとするもの。

今治市養護老人ホーム条例の一部を改正する条例

今治市養護老人ホーム条例（平成17年今治市条例第136号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

今治市養護老人ホーム清流園条例

第1条中「養護老人ホーム」を「養護老人ホーム清流園」に改める。

第2条中「養護老人ホーム」を「養護老人ホーム清流園」に改め、同条の表を次のように改める。

名称 養護老人ホーム清流園

位置 今治市朝倉北甲497番地

第3条中「前条の表に掲げる養護老人ホーム」を「養護老人ホーム清流園」に、「次のとおり」を「70人」に改め、同条の表を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市養護老人ホーム条例改正条項新旧対照表

新	旧																														
<u>今治市養護老人ホーム清流園条例</u> (目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第20条の4の規定に基づき、<u>養護老人ホーム清流園</u>の設置及び管理並びに入所措置の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (設置) 第2条 法第15条第3項の規定に基づき、次のとおり<u>養護老人ホーム清流園</u>を設置する。 名称 <u>養護老人ホーム清流園</u> 位置 <u>今治市朝倉北甲497番地</u> <table border="1"> <tr><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td></tr> </table> (入所定員) 第3条 <u>養護老人ホーム清流園</u>（以下「老人ホーム」という。）の入所定員は、<u>70人</u>とする。 <table border="1"> <tr><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td></tr> <tr><td>—</td><td>—</td></tr> </table>	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	<u>今治市養護老人ホーム条例</u> (目的) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項及び老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第20条の4の規定に基づき、<u>養護老人ホーム</u>の設置及び管理並びに入所措置の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。 (設置) 第2条 法第15条第3項の規定に基づき、次のとおり<u>養護老人ホーム</u>を設置する。 — — <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td><u>養護老人ホーム清流園</u></td><td><u>今治市朝倉北甲497番地</u></td></tr> <tr> <td><u>養護老人ホーム楠風園</u></td><td><u>今治市大三島町浦戸2番地</u></td></tr> </table> (入所定員) 第3条 前条の表に掲げる<u>養護老人ホーム</u>（以下「老人ホーム」という。）の入所定員は、次のとおりとする。 <table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>入所定員</th></tr> <tr> <td><u>養護老人ホーム清流園</u></td><td><u>70人</u></td></tr> <tr> <td><u>流園</u></td><td></td></tr> </table>	名称	位置	<u>養護老人ホーム清流園</u>	<u>今治市朝倉北甲497番地</u>	<u>養護老人ホーム楠風園</u>	<u>今治市大三島町浦戸2番地</u>	名称	入所定員	<u>養護老人ホーム清流園</u>	<u>70人</u>	<u>流園</u>	
—	—																														
—	—																														
—	—																														
—	—																														
—	—																														
—	—																														
—	—																														
—	—																														
—	—																														
名称	位置																														
<u>養護老人ホーム清流園</u>	<u>今治市朝倉北甲497番地</u>																														
<u>養護老人ホーム楠風園</u>	<u>今治市大三島町浦戸2番地</u>																														
名称	入所定員																														
<u>養護老人ホーム清流園</u>	<u>70人</u>																														
<u>流園</u>																															

		養護老人ホーム楠	50人
		風園	

今治市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

医療費助成の申請者の範囲を拡大しようとするもの。

今治市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

今治市重度心身障害者医療費助成条例（平成17年今治市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「保護者」の次に「その他市長が特別の理由があると認める者」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市重度心身障害者医療費助成条例改正条項新旧対照表

新	旧
(認定及び受給資格者証) 第6条 医療費の助成を受けようとする受給資格者又はその保護者<u>その他市長が特別の理由があると認める者は、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。</u> 2 略	(認定及び受給資格者証) 第6条 医療費の助成を受けようとする受給資格者又はその保護者_____は、あらかじめ市長の認定を受けなければならない。 2 略

今治市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）の改正に伴い、出産育児一時金の額を改定しようとするもの。

今治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

今治市国民健康保険条例（平成17年今治市条例第153号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「40万8,000円」を「48万8,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の今治市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市国民健康保険条例改正条項新旧対照表

新	旧
(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>48万8,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、これに3万円を上限として規則で定める額を加算した額とする。 2 略	(出産育児一時金) 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として<u>40万8,000円</u>を支給する。ただし、健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条ただし書に規定する出産であると市長が認めるときは、これに3万円を上限として規則で定める額を加算した額とする。 2 略

今治市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

- 1 奨励金の交付要件等を緩和しようとするもの。
- 2 低炭素型事業促進奨励金等を廃止しようとするもの。

今治市企業立地促進条例の一部を改正する条例

今治市企業立地促進条例（平成18年今治市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「第5条」を「第4条」に改め、同条中第12号を削り、第13号を第12号とし、第14号を第13号とし、同条に次の1号を加える。

- (14) カーボンニュートラル実現に資する企業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の認定を受けた事業のうち、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の対象となる設備を導入した企業をいう。

第4条第1項第5号を削る。

第5条第1項第7号を削る。

第9条第1項第7号を削る。

別表第1 1の項交付要件の欄中「20人」を「10人」に、「5人」を「3人」に改め、同項奨励金の額及び限度額の欄中「基準年度及びこれに続く2年度」を「基準年度及びこれに続く2年度。ただし、カーボンニュートラル実現に資する企業にあつては、当該交付対象期間に2年度を加える。」に改め、「及び限度額」を削り、「に相当する額とし、各年度における交付額は5,000万円を限度とする」を「に相当する額とする」に改め、同表2の項交付要件の欄中「5人」を「2人」に改め、同表5の項を削る。

別表第2 2の項交付要件の欄中「5人」を「2人」に改め、同表7の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の今治市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後の指定に係るものについて適用し、同日前の指定に係るものについては、なお従前の例による。

「参 考」

今治市企業立地促進条例改正条項新旧対照表

新	旧
(用語の意義)	(用語の意義)
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1) ～ (2) 略	(1) ～ (2) 略
(3) 事業所 物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所で、経済センサス基礎調査規則（平成20年総務省令第125号） <u>第4条</u> に規定する調査事業所をいう。	(3) 事業所 物の生産又はサービスの提供が事業として行われている一定の場所で、経済センサス基礎調査規則（平成20年総務省令第125号） <u>第5条</u> に規定する調査事業所をいう。
(4) ～ (11) 略	(4) ～ (11) 略
_____	<u>(12) 低炭素型事業 エネルギー効率を向上させることにより温室効果ガスの排出の低減等をするための技術開発に基づく製品等の研究、開発、製造等をする事業であって、規則で定めるものをいう。</u>
_____	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
<u>(12) ～ (13) 略</u>	<u>(13) ～ (14) 略</u>
<u>(14) カーボンニュートラル実現に資する企業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）の認定を受けた事業のうち、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の対象となる設備を導入した企業をいう。</u>	_____
_____	_____
_____	_____
_____	_____
(奨励金)	(奨励金)
第4条 市長は、第6条の規定による適用事業者の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）に対し、次に掲げる奨励金を交付することができる。	第4条 市長は、第6条の規定による適用事業者の指定を受けた者（以下「指定事業者」という。）に対し、次に掲げる奨励金を交付することができる。

(1) ～ (4) 略

2 ～ 3 略

(指定区域奨励金)

第5条 市長は、市内において企業の集中的立地を図ることが特に必要と認めた区域(以下「指定区域」という。)に立地する指定事業者に対し、前条の規定にかかわらず、次に掲げる奨励金(以下「指定区域奨励金」という。)を交付することができる。

(1) ～ (6) 略

2 ～ 5 略

(奨励金の交付申請)

第9条 奨励金の交付を受けようとする指定事業者は、次に掲げる時期に、規則で定めるところにより、市長にその申請をしなければならない。

(1) ～ (6) 略

2 ～ 3 略

別表第1 (第4条、第6条関係)

項	区分	交付要件	奨励金の額及び限度額
1	企業	(1) 新設の場合	(1) 交付対象年

(1) ～ (4) 略

(5) 低炭素型事業促進奨励金

2 ～ 3 略

(指定区域奨励金)

第5条 市長は、市内において企業の集中的立地を図ることが特に必要と認めた区域(以下「指定区域」という。)に立地する指定事業者に対し、前条の規定にかかわらず、次に掲げる奨励金(以下「指定区域奨励金」という。)を交付することができる。

(1) ～ (6) 略

(7) 指定区域低炭素型事業促進奨励金

2 ～ 5 略

(奨励金の交付申請)

第9条 奨励金の交付を受けようとする指定事業者は、次に掲げる時期に、規則で定めるところにより、市長にその申請をしなければならない。

(1) ～ (6) 略

(7) 低炭素型事業促進奨励金(指定区域低炭素型事業促進奨励金を含む。)の申請時期は、交付要件を満たした日以降、かつ、当該指定事業者に対して課せられる基準年度の固定資産税を完納した日以降とする。

2 ～ 3 略

別表第1 (第4条、第6条関係)

項	区分	交付要件	奨励金の額及び限度額
1	企業	(1) 新設の場合	(1) 交付対象年

	立地 促進 奨励 金	企業の立地に 伴う投下固定資 産総額が1億円 (中小企業者に あっては5,000 万円)以上のと き。 (2) 増設又は移 転の場合 企業の立地に 伴う投下固定資 産総額が3億円 (中小企業者に あっては1億 円)以上であっ て、新規雇用従 業員が<u>10人</u>(中 小企業者にあっ ては<u>3人</u>)以上 のとき。	度 <u>基準年度及び</u> <u>これに続く2年</u> <u>度。ただし、カ</u> <u>ーボンニュート</u> <u>ラル実現に資す</u> <u>る企業にあつて</u> <u>は、当該交付対</u> <u>象期間に2年度</u> <u>を加える。</u> (2) 奨励金の額 _____ 各交付対象年 度における固定 資産税の収納額 に相当する額と する _____		立地 促進 奨励 金	企業の立地に 伴う投下固定資 産総額が1億円 (中小企業者に あっては5,000 万円)以上のと き。 (2) 増設又は移 転の場合 企業の立地に 伴う投下固定資 産総額が3億円 (中小企業者に あっては1億 円)以上であっ て、新規雇用従 業員が<u>20人</u>(中 小企業者にあっ ては<u>5人</u>)以上 のとき。	度 <u>基準年度及び</u> <u>これに続く2年</u> <u>度</u> _____ (2) 奨励金の額 _____ <u>及び限度額</u> 各交付対象年 度における固定 資産税の収納額 に相当する額と し、各年度にお ける交付額は <u>5,000万円を限</u> <u>度とする。</u>	
	2 賃貸 借型 企業 立地 奨励 金	賃貸借型企業の 立地に伴う新規雇 用従業員が<u>2人</u>以 上のとき。	次の区分による金 額の合計額 (1) 賃借料に対 する奨励金 賃貸オフィス 等の月額賃借料 に3分の2を乗 じて得た額と し、36月を限度 とする。ただし、 1月当たりの限 度額は50万円と		2 賃貸 借型 企業 立地 奨励 金	賃貸借型企業の 立地に伴う新規雇 用従業員が<u>5人</u>以 上のとき。	次の区分による金 額の合計額 (1) 賃借料に対 する奨励金 賃貸オフィス 等の月額賃借料 に3分の2を乗 じて得た額と し、36月を限度 とする。ただし、 1月当たりの限 度額は50万円と	

			する。 (2) 開設費用に 対する奨励金 次に掲げる事 業所開設に要す る費用の合計額 とし、500万円を 限度とする。た だし、操業開始 日までに要した 費用に限る。 ア 改装に要し た費用 イ 通信回線設 置に要した費 用 ウ 機器等の購 入及び搬入に 要した費用 エ その他市長 が適当と認め た費用
			する。 (2) 開設費用に 対する奨励金 次に掲げる事 業所開設に要す る費用の合計額 とし、500万円を 限度とする。た だし、操業開始 日までに要した 費用に限る。 ア 改装に要し た費用 イ 通信回線設 置に要した費 用 ウ 機器等の購 入及び搬入に 要した費用 エ その他市長 が適当と認め た費用

5.	低炭素型事業促進奨励金	低炭素型事業の展開に伴う企業の立地を行い、新規雇用従業員が5人（中小企業者にあつては2人）以上のとき。	(1) 交付対象年度 基準年度 (2) 奨励金の額及び限度額 交付対象年度における固定資産税の収納額に
----	-------------	---	--

							相当する額とし、交付額は1億円を限度とする。
別表第2（第5条、第6条関係）				別表第2（第5条、第6条関係）			
項	区分	交付要件	奨励金の額及び限度額	項	区分	交付要件	奨励金の額及び限度額
2	指定 区域 賃貸 借型 企業 立地 奨励 金	賃貸借型企業の立地に伴う新規雇用従業員が <u>2人</u> 以上のとき。	次の区分による金額の合計額 (1) 賃借料に対する奨励金 賃貸オフィス等の月額賃借料に3分の2を乗じて得た額とし、36月を限度とする。ただし、1月当たりの限度額は50万円とする。 (2) 開設費用に対する奨励金 次に掲げる事業所開設に要する費用の合計額とし、500万円を限度とする。ただし、操業開始日までに要した費用に限る。	2	指定 区域 賃貸 借型 企業 立地 奨励 金	賃貸借型企業の立地に伴う新規雇用従業員が <u>5人</u> 以上のとき。	次の区分による金額の合計額 (1) 賃借料に対する奨励金 賃貸オフィス等の月額賃借料に3分の2を乗じて得た額とし、36月を限度とする。ただし、1月当たりの限度額は50万円とする。 (2) 開設費用に対する奨励金 次に掲げる事業所開設に要する費用の合計額とし、500万円を限度とする。ただし、操業開始日までに要した費用に限る。

[illegible]

今治市なみかた海の交流センター条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

交流スペースの使用料を設定し、その他所要の改正をしようとするもの。

今治市なみかた海の交流センター条例の一部を改正する条例

今治市なみかた海の交流センター条例（平成26年今治市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第3条中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とする。

第8条中「前納」を「指定期日までに納付」に改め、同条ただし書を削る。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

使用料

区分	使用期間	使用料の額
交流スペース	1月ごと	交流スペースを活用して得た総収入に20％以内の率で市長が定める率を乗じて得た額。ただし、1月の使用料が10,000円に満たない場合は、10,000円とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行し、同日以後の使用に係るものについて適用する。

「参考」

今治市なみかた海の交流センター条例改正条項新旧対照表

新	旧												
(事業) 第3条 なみかた海の交流センター（以下「交流センター」という。）は、今治地域の海事産業の資料等を活用し、市民の交流及び集いの場所を提供するために、次に掲げる事業を行う。 (1) 略 _____ _____ (2) 略 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事業 (使用料の納付) 第8条 使用者は、別表に定める使用料を<u>指定期日までに納付</u>しなければならない。 _____ _____ 別表（第8条関係） 使用料 <table><tr><th>区分</th><th>使用期間</th><th>使用料の額</th></tr><tr><td>交流スペース</td><td>1月ごと</td><td>交流スペースを活用して得た総収入に20％以内の率で市長が定める率を乗じて得た額。ただ</td></tr></table>	区分	使用期間	使用料の額	交流スペース	1月ごと	交流スペースを活用して得た総収入に20％以内の率で市長が定める率を乗じて得た額。ただ	(事業) 第3条 なみかた海の交流センター（以下「交流センター」という。）は、今治地域の海事産業の資料等を活用し、市民の交流及び集いの場所を提供するために、次に掲げる事業を行う。 (1) 略 (2) <u>会議、研修等のために施設を提供すること。</u> (3) 略 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事業 (使用料の納付) 第8条 使用者は、別表に定める使用料を<u>前納</u> _____ しなければならない。<u>ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、後日納付することができる。</u> 別表（第8条関係） 会議室使用料 <table><tr><th>区分</th><th>施設使用料</th><th>冷暖房使用料</th></tr><tr><td>大会議室</td><td>1時間までごとに310円</td><td>1時間までごとに150円</td></tr></table>	区分	施設使用料	冷暖房使用料	大会議室	1時間までごとに310円	1時間までごとに150円
区分	使用期間	使用料の額											
交流スペース	1月ごと	交流スペースを活用して得た総収入に20％以内の率で市長が定める率を乗じて得た額。ただ											
区分	施設使用料	冷暖房使用料											
大会議室	1時間までごとに310円	1時間までごとに150円											

		<u>し、1月の使</u> <u>用料が10,000</u> <u>円に満たない</u> <u>場 合 は 、</u> <u>10,000円とす</u> <u>る。</u>	
--	--	---	--

今治市公園条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

- 1 宮窪橋夢公園を設置しようとするもの。
- 2 桜井総合公園の球技場の夜間照明施設及びモノレールカーを廃止しようとするもの。

今治市公園条例の一部を改正する条例

今治市公園条例（平成17年今治市条例第207号）の一部を次のように改正する。

別表第2 長川池公園の項の次に次のように加える。

宮窪橋夢公園	〃 宮窪町余所国1372番地3
--------	-----------------

別表第3 桜井総合公園の項中「球技場及びその夜間照明施設」を「球技場」に改め、「モノレールカー」を削る。

別表第4 第3項の表桜井総合公園の部同上夜間照明施設の項及びモノレールカーの項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第2に宮窪橋夢公園の項を加える改正規定は、令和6年3月31日までの間において別に規則で定める日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに発生した桜井総合公園球技場夜間照明施設に係る使用料については、改正前の今治市公園条例の規定は、なおその効力を有する。

「参 考」

今治市公園条例改正条項新旧対照表

新				旧					
別表第 2（第 2 条関係）				別表第 2（第 2 条関係）					
その他の公園				その他の公園					
名称		位置		名称		位置			
長川池公園		〃 宮窪町宮窪3655番地 1		長川池公園		〃 宮窪町宮窪3655番地 1			
宮窪橋夢公園		〃 宮窪町余所国1372番地 3							
伯方農村公園		〃 伯方町叶浦甲1668番地31		伯方農村公園		〃 伯方町叶浦甲1668番地31			
別表第 3（第 3 条関係）				別表第 3（第 3 条関係）					
有料公園施設				有料公園施設					
有料公園施設 の属する公園		有料公園施設の名称		有料公園施設 の属する公園		有料公園施設の名称			
桜井総合公園		球技場 庭球場及びその夜間照明施設 ボブスレー		桜井総合公園		球技場及びその夜間照明施設 庭球場及びその夜間照明施設 ボブスレー モノレールカー			
別表第 4（第20条、第26条の 3 関係）				別表第 4（第20条、第26条の 3 関係）					
使用料				使用料					
1 ～ 2 略				1 ～ 2 略					
3 有料公園施設を使用する場合				3 有料公園施設を使用する場合					
施設区分	使用区分	使用 時間	使用料		施設区分	使用区分	使用 時間	使用料	
			一般	学生				一般	学生

桜井	球技場	全日	2,200円	
総合		半日	1,100円	
公園		2時間 までご とに	660円	
	庭球場（1面につ き）	1時間 までご とに	310円	
	同上夜間照明施設 （1面につき）	1時間 までご とに	370円	
	ボブスレー	1人乗 1回	200円	
		2人乗 1回	300円	

備考

1～21 略

桜井	球技場	全日	2,200円	
総合		半日	1,100円	
公園		2時間 までご とに	660円	
	同上夜間照明施設	1時間 までご とに	3,000円	
	庭球場（1面につ き）	1時間 までご とに	310円	
	同上夜間照明施設 （1面につき）	1時間 までご とに	370円	
	ボブスレー	1人乗 1回	200円	
		2人乗 1回	300円	
	モノレールカー	1回	100円	

備考

1～21 略

今治市営住宅条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

- 1 今治市営住宅条例に今治市特定住宅条例、今治市特定公共賃貸住宅条例、今治市再開発住宅条例、今治市定住促進住宅条例及び今治市小集落改良住宅条例を統合するとともに、指定管理者制度を導入するため、規定を整備しようとするもの。
- 2 連帯保証人を必要とする入居手続を廃止しようとするもの。
- 3 徳重団地を廃止しようとするもの。

今治市営住宅条例

今治市営住宅条例（平成17年今治市条例第235号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 公営住宅の管理（第4条～第40条）

第3章 特定公共賃貸住宅の管理（第41条～第44条）

第4章 小集落改良住宅の管理（第45条～第49条）

第5章 その他住宅の管理（第50条～第53条）

第6章 公営住宅の社会福祉事業等への活用（第54条～第60条）

第7章 公営住宅のみなし特定公共賃貸住宅としての活用（第61条～第64条）

第8章 補則（第65条～第71条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、市営住宅及び共同施設の設置及び管理について、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）、住宅地区改良法（昭和35年法律第84号。以下「地区改良法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）市営住宅 次号から第5号までに掲げる住宅をいう。
- （2）公営住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、法の規定による国の補助に係るものをいう。
- （3）特定公共賃貸住宅 市が特定優良賃貸住宅法第18条の規定に基づき建設及び管理する賃貸住宅及びその附帯施設をいう。
- （4）小集落改良住宅 市が地区改良法により国の補助を受けて建設し、賃貸するための住宅及びその附帯施設をいう。
- （5）その他住宅 第2号から前号までに掲げる住宅以外の住宅及びその附帯施設をいう。

(6) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。)第1条に規定する施設及びこれらに準ずる施設をいう。

(7) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「政令」という。)第1条第3号に規定する収入をいう。

(8) 所得 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則(平成5年建設省令第16号)第1条第4号に規定する所得をいう。

(9) 公営住宅建替事業 市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。

(10) 市営住宅監理員 第65条の規定により市長が任命する者をいう。

(設置)

第3条 市営住宅を別表第1のとおり設置する。

第2章 公営住宅の管理

(入居者の公募の方法)

第4条 市長は、公営住宅の入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

- (1) 新聞
- (2) テレビジョン
- (3) 市が発行する広報紙
- (4) 市役所公告掲示場における掲示
- (5) ラジオ
- (6) インターネット

2 前項の公募に当たっては、市長は、公営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を公示するものとする。

(公募の例外)

第5条 市長は、次の各号に掲げる事由に係る者を公募を行わず、公営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 公営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 公営住宅建替事業による公営住宅の除却
- (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)

に基づく住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却

(6) 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条（第138条第1項において準用する場合を含む。）の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法（昭和36年法律第150号）第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却

(7) 現に公営住宅に入居している者（以下この号において「既存入居者」という。）の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている公営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

(8) 公営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となること。

（入居者資格）

第6条 公営住宅に入居することができる者は、次の各号（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として市長が規則で定める者（以下「老人等」という。）にあっては第1号、第3号、第4号及び第5号、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する被災者等にあっては第4号。）の条件を具備する者でなければならない。

(1) 市税及び市営住宅の使用料を滞納していない者であること。

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童をいう。）及びこれらに準ずる者として市長が規則で定める者を含む。以下同じ。）があること。

(3) その者の収入がア又はイに掲げる場合に依り、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。

ア 入居者の心身の状況又は世帯構成、区域内の住宅事情その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要があるものとして市長が規則で定める場合 214,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 158,000円

(4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

- 2 前項に規定するもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、入居者の資格について、別に定めることができる。

(入居者資格の特例)

第7条 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の公営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項第1号から第4号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

- 2 法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係る公営住宅又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる公営住宅の入居者は、前条第1項各号（老人等にあつては、同項第1号、第3号、第4号及び第5号）に掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(入居の申込み及び決定)

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で公営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により入居の申込みをした者を公営住宅の入居者として決定し、その旨を当該入居者として決定した者（以下「入居決定者」という。）に対し通知するものとする。
- 3 市長は、借上げに係る公営住宅の入居者を決定したときは、当該入居決定者に対し、当該公営住宅の借上げの期間の満了時に当該公営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の選考)

第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき公営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。

- (1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者
- (2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者
- (3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者
- (4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立退先がないため困窮している者（自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。）

(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

(6) 前各号に該当する者のほか、現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 市長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。

3 前項の場合において、住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽選により入居者を決定する。

4 市長は、第1項各号に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えている者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに公営住宅に入居することを必要としている者については、前2項の規定にかかわらず、市長が割当をした公営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

5 市長は、前4項の規定に基づいて入居者を選考する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

6 市長は、入居決定者が公営住宅に入居しないときは、前項の入居補欠者のうちから入居順位に従い入居者を決定する。

(住宅入居の手続)

第10条 公営住宅の入居決定者は、決定のあった日から20日以内に、次の各号に掲げる手続をしなければならない。

(1) 請書を提出すること。

(2) 当該入居決定者が単身者その他市長が規則で定める者である場合は、前号に掲げる書類のほか市長が規則で定める書類を提出すること。

(3) 第17条の規定により敷金を納付すること。

2 公営住宅の入居決定者がやむを得ない事情により入居の手続を前項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に同項各号に定める手続をしなければならない。

3 市長は、特別の事情があると認める者に対しては、第1項第2号の規定による手続を必要としないこととすることができる。

4 市長は、公営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、公営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

5 市長は、公営住宅の入居決定者が第1項又は第2項の手続きをしたときは、当該入居決定者に対して速やかに公営住宅の入居可能日を通知しなければならない。

- 6 公営住宅の入居決定者は、前項により通知された入居可能日から10日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(同居の承認)

第11条 公営住宅の入居者は、当該公営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしてはならない。ただし、第3号イに該当する場合を除き、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該入居者が入居の際に同居した親族以外の者を同居させることが必要であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 前項の承認による同居の後における当該入居者に係る収入が第6条第1項第3号に規定する金額を超える場合
- (2) 当該入居者が第40条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する場合
- (3) 前項の規定により同居させようとする者がアからウまでのいずれかに該当する場合
 - ア 当該入居者の3親等以内の親族でない場合
 - イ 暴力団員
 - ウ 市税又は市営住宅の使用料を滞納している場合

(入居の承継)

第12条 公営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該公営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、市長の承認を得なければならない。

- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、前項の承認をしてはならない。ただし、第4号イに該当する場合を除き、前項の同居していた者が病気にかかっていることその他特別の事情により当該同居していた者を引き続き居住させることが必要であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 省令第12条第1項第1号に該当する場合
- (2) 前項の承認を受けようとする者に係る当該承認の後における収入が政令第9条第1項に規定する金額を超える場合
- (3) 当該入居者が第40条第1項第1号から第6号までのいずれかに該当する者であった場合
- (4) 前項の承認を受けようとする者がア又はイに該当する場合
 - ア 当該入居者の配偶者（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者及びこれらに準ずる者として市長が規則で定める者を含む。）又は特に居住の安定を図る必要がある者として市長が規則で定める者でない場合

イ 暴力団員

(家賃の決定)

第13条 公営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入（同条第4項の規定により更正された場合には、その更正後の収入。第27条において同じ。）に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で政令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者からの収入の申告がない場合において、第34条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、公営住宅の入居者が、その請求に応じないときは、当該公営住宅の家賃は近傍同種の住宅の家賃とする。

2 政令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、政令第3条に規定する方法により算出した額とする。

4 市長は、公営住宅の入居者（介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者その他の省令第8条で定める者に該当する者に限る。）が第1項に規定する収入の申告をすること及び第34条第1項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、当該入居者の公営住宅の毎月の家賃を、毎年度、政令第2条で定めるところにより、第34条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他省令第9条で定める方法により把握した当該入居者の収入及び当該公営住宅の立地条件、規模、建設時からの経過年数その他の事項に応じ、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で定めることができる。

(収入の申告等)

第14条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。

2 前項に規定する収入の申告は、省令第7条に規定する方法によるものとする。

3 市長は、第1項の規定による収入の申告又は第34条第1項の規定による書類の閲覧の請求その他省令第9条で定める方法により把握した入居者の収入に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。

4 入居者は、前項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に正当な理由があると認めるときは当該認定を更正するものとする。

(家賃の減免又は徴収猶予)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(家賃の納付)

第16条 市長は、入居者から第10条第5項の入居可能日から当該入居者が公営住宅を明け渡した日（第30条第1項又は第35条第1項の規定による明渡しの手続きをした場合にあってはその期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第40条第1項の規定による明渡しの手続きをした場合にあってはその請求をした日）までの間、家賃を徴収する。

- 2 入居者は、毎月末（月の途中で明け渡した場合は明け渡した日）までに、その月分を納付しなければならない。
- 3 入居者が新たに住宅に入居した場合又は住宅を明け渡した場合において、その月の使用期間が1月に満たないときは、その月の家賃は日割計算（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）による。
- 4 入居者が第39条に規定する手続を経ないで住宅を立ち退いたときは、第1項の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(敷金)

第17条 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の敷金を徴収するものとする。

- 2 市長は、第15条各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。
- 3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。
- 4 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。
- 5 敷金には、利子を付けない。

(敷金の運用等)

第18条 市長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全確実な方法で運用しなければならない。

2 前項の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

（修繕費用の負担）

第19条 公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして別に定めるものを除いて、市の負担とする。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、借上げ公営住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。

3 入居者の責任に帰すべき事由によって公営住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、第1項の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

（入居者の費用負担義務）

第20条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。

（1）電気、ガス、水道及び下水道の使用料

（2）汚物及びじんかいの処理に要する費用

（3）共同施設又はエレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用又は維持、運営に要する費用

（4）前条第1項において市が負担することとされているもの以外の公営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

（入居者の保管義務等）

第21条 入居者は、公営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責に帰すべき事由により、公営住宅又は共同施設が滅失又はき損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

第22条 入居者は、周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

第23条 入居者が公営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。

第24条 入居者は、公営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

第25条 入居者は、公営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該公営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

第26条 入居者は、公営住宅を模様替し、又は増築してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、前項の承認を行うに当たり、入居者が当該公営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 第1項の承認を得ずに公営住宅を模様替し、又は増築したときには、入居者は自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第27条 市長は、毎年度、第14条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が第6条第1項第3号の金額を超え、かつ、当該入居者が、公営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者として認定し、その旨を通知する。

2 市長は、第14条第3項の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き政令第9条に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が公営住宅に引き続き5年以上入居している場合にあっては、当該入居者を高額所得者として認定し、その旨を通知する。

3 入居者は、前2項の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合においては、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に正当な理由があると認めるときは当該認定を更正する。

(明渡し努力義務)

第28条 前条第1項の規定により収入超過者と認定された入居者（以下この章において「収入超過者」という。）は、公営住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第29条 収入超過者は第13条第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該収入超過者が期間中に公営住宅を明け渡した場合にあっては当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間）、毎月、次項に規定する方法により算定した額を家賃として支払わなければならない。

2 市長は、前項に定める家賃を算出しようとするときは、収入超過者の収入を勘案し近傍同種の住宅の家賃以下で、政令第8条第2項又は第3項に規定する方法によらなければならない。

3 第15条及び第16条の規定は、第1項の家賃について準用する。

(高額所得者に対する明渡し請求)

第30条 市長は、第27条第2項の規定により高額所得者と認定された入居者（以下「高額所得者」という。）に対し、期限を定めて、当該公営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該公営住宅を明け渡さなければならない。

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者が次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。

(4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(高額所得者に対する家賃等)

第31条 高額所得者は、第13条第1項及び第4項並びに第29条第1項の規定にかかわらず、当該認定に係る期間（当該高額所得者が期間中に公営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明け渡しの日までの間）、毎月、近傍同種の住宅の家賃を支払わなければならない。

2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても公営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で、市長が定める額の金銭を徴収することができる。

3 第15条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭について、第16条の規定は第1項の家賃についてそれぞれ準用する。

(住宅のあっせん等)

第32条 市長は、収入超過者に対して当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うよう努めるものとする。この場合において公営住宅の入居者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居を容易にするように特別の配慮をしなければならない。

(期間通算)

第33条 市長が第7条第1項の規定による申込みをした者を他の公営住宅に入居させた場合における第27条から前条までの規定の適用については、その者が公営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき市営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該公営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が第36条の規定による申出をした者を公営住宅建替事業により新たに整備された公営住宅に入居させた場合における第27条から前条までの規定の適用については、その者が当該公営

住宅建替事業により除却すべき公営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された公営住宅に入居している期間に通算する。

（収入状況の報告の請求等）

第34条 市長は、第13条第1項若しくは第4項、第29条第1項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第15条（第29条第3項又は第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第17条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡し of 請求、第32条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による公営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

2 市長は、前項に規定する権限を、職員を指定して行わせることができる。

3 市長又は当該職員は、前2項の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

（公営住宅建替事業による明渡請求等）

第35条 市長は、公営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、法第38条第1項の規定に基づき、除却しようとする公営住宅の入居者に対し期限を定めて、その明渡しを請求することができるものとする。

2 前項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに、当該公営住宅を明け渡さなければならない。

3 第31条第2項の規定は、第1項の規定による請求を受けた者について準用する。この場合において、同条第2項中「前条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

（新たに整備される公営住宅への入居）

第36条 公営住宅建替事業の施行により除却すべき公営住宅の除却前の最終の入居者が、法第40条第1項の規定により、当該建替事業により新たに整備される公営住宅に入居を希望するときは、市長の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

（公営住宅建替事業に係る家賃の特例）

第37条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項若しくは

第4項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

（市営住宅の用途の廃止による他の公営住宅への入居の際の家賃の特例）

第38条 市長は、市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の公営住宅に入居させる場合において、新たに入居する公営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項若しくは第4項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、政令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

（住宅の検査）

第39条 入居者は、公営住宅を明け渡そうとするときは、5日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

2 入居者は、第26条の規定により公営住宅を模様替し、又は増築したときは、前項の検査のときまでに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

（住宅の明渡請求）

第40条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対し、公営住宅の明渡しを請求することができる。

- （1） 不正の行為によって入居したとき。
- （2） 家賃を3月以上滞納したとき。
- （3） 公営住宅又は共同施設を故意にき損したとき。
- （4） 正当な事由によらないで15日以上公営住宅を使用しないとき。
- （5） 第11条、第12条及び第21条から第26条までの規定に違反したとき。
- （6） 入居者又は同居する者が暴力団員であることが判明したとき。
- （7） 公営住宅の借上げの期間が満了するとき。

2 前項の規定により公営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該公営住宅を明け渡さなければならない。

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4 市長は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該公営住宅の明渡しを行う日までの期

間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

5 市長は、公営住宅が第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。

6 市長は、公営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該公営住宅の賃貸人に代わって、入居者に借地借家法（平成3年法律第90号）第34条第1項の通知をすることができる。

第3章 特定公共賃貸住宅の管理

（公募の例外）

第41条 市長は、次の各号に掲げる事由に係る者を公募を行わず、特定公共賃貸住宅に入居させることができる。

（1） 災害により滅失した住宅に居住していた者

（2） 前号に掲げる者のほか、災害、不良住宅の撤去その他の特別の事情がある場合において特定公共賃貸住宅に入居させることが適当である者として市長が規則で定める者

（入居者資格）

第42条 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号（前条の規定により入居する者及び老人等にあつては第1号、第3号、第4号及び第5号）の条件を具備する者でなければならない。

（1） 市税及び市営住宅の使用料を滞納していない者であること。

（2） 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

（3） その者の所得がアからエまでに掲げる場合に応じ、それぞれアからエまでに掲げる金額であること。

ア 前条第1号の規定により入居する場合 市長が規則で定める金額以下

イ 前条第2号の規定により入居する場合 市長が規則で定める金額以下（158,000円に満たない者にあつては、所得の上昇が見込まれる者に限る。）

ウ 老人等が入居する場合 市長が規則で定める金額以下（158,000円に満たない者にあつては、所得の上昇が見込まれる者に限る。）

エ アからウまでに掲げる場合以外の場合 158,000円以上で市長が規則で定める金額以下（158,000円に満たない者にあつては、所得の上昇が見込まれる者に限る。）

（4） 自ら居住するために住宅を必要とする者であること。

（5） その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

2 前項に規定するもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、入居者の資格について、別に定めることができる。

(家賃の決定及び変更)

第43条 特定公共賃貸住宅の毎月の家賃は、別表第2の(1)のとおりとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、家賃を変更することができる。

- (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 近傍同種の民間賃貸住宅又は特定公共賃貸住宅の家賃に比較して不相当となったと認めるとき。
- (3) 特定公共賃貸住宅について改良を施したことに伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるほか、特定公共賃貸住宅の管理上必要があると認めるとき。

(準用)

第44条 特定公共賃貸住宅の管理については、第41条から前条までに定めるもののほか、第4条、第8条(第3項を除く。)、第9条から第11条まで、第12条(第2項第2号を除く。)、第15条から第18条まで、第19条(第2項を除く。)、第20条から第26条まで、第34条、第38条、第39条及び第40条第1項(第7号を除く。)から第4項までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条第1項	前2条	第42条
第11条第2項第1号	収入が第6条第1項第3号に規定する金額	所得が487,000円
第16条第1項	第30条第1項又は第35条第1項の規定による明渡しの請求をした場合にあってはその期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第40条第1項の規定による明渡しの請求をした場合にあってはその請求をした日	第40条第1項(第7号を除く。)の規定による明渡しの請求をした場合にあってはその請求をした日
第34条第1項	第13条第1項若しくは第4項、第29条第1項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第15条(第29条第3項又は第31条第3項において準用する場合を含む。)の	第15条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は第17条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予

	規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第17条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡し請求、第32条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による公営住宅への入居の措置	
第38条	第13条第1項若しくは第4項、第29条第1項又は第31条第1項	第43条第1項
第40条第3項及び第4項	近傍同種の住宅の家賃の額 近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額	家賃の額の2倍に相当する額

第4章 小集落改良住宅の管理

(入居者資格)

第45条 小集落改良住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 地区改良法第18条に掲げる者であること。
- (2) 入居しようとする者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

2 市長は前項の規定にかかわらず、同項に規定する者が小集落改良住宅に入居せず、又は居住しなくなったときは、公募により、同項に規定する者以外の者を当該小集落改良住宅に入居させることができる。

3 前項の規定により小集落改良住宅に入居することができる者は、次の各号（老人等にあつては第1号、第3号、第4号及び第5号）の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 市税及び市営住宅の使用料を滞納していない者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (3) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。

ア 第6条第1項第3号アに規定する場合 158,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 114,000円

- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

4 前項に規定するもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、入居者の資格について、別に定めることができる。

(家賃の決定及び変更)

第46条 地区改良法第29条第3項の規定によりその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）による改正前の法（以下「旧法」という。）第12条第1項及び住宅地区改良法施行令（昭和35年政令第128号）第13条の2第1項の規定によりその例によることとされる公営住宅法施行令の一部を改正する政令（平成8年政令第248号）による改正前の政令第4条に規定する方法により算定した月割額を限度として定める小集落改良住宅の毎月の家賃は、別表第2の(2)のとおりとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定による家賃を変更し、又は前項及び第49条の規定において準用する第15条の規定にかかわらず家賃を別に定めることができる。

(1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。

(2) 小集落改良住宅相互の間における家賃の均衡上必要があると認めるとき。

(3) 小集落改良住宅について改良を施したとき。

3 市長は、前項の規定により第1項の規定に基づく月割額（旧法第13条第3項の規定に基づく月割額と異なる場合においては、当該月割額）の限度を超えて家賃を定め又は変更しようとするときは、公聴会を開いて利害関係人及び学識経験のある者の意見を聴かなければならない。

(明渡し努力義務)

第47条 第45条第3項第3号の金額を超える収入があり、かつ、小集落改良住宅に引き続き3年以上入居している入居者（以下この章において「収入超過者」という。）は、当該小集落改良住宅を明け渡すように努めなければならない。

(収入超過者に対する措置等)

第48条 市長は、収入超過者が小集落改良住宅に引き続き入居しているときは、当該収入超過者の収入が次の各号に掲げる場合に依じ、それぞれ各号に掲げる倍率を家賃の額に乗じた額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度として、割増賃料を徴収することができる。

(1) 158,000円以下の場合 0.3

(2) 158,000円を超え191,000円以下の場合 0.5

(3) 191,000円を超える場合 0.8

2 第15条及び第16条の規定は、前項の割増賃料について準用する。

- 3 市長は、収入超過者に対して当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うよう努めるものとする。

(準用)

第49条 小集落改良住宅の管理については、第45条から前条までに定めるもののほか、第4条、第5条、第7条第1項、第8条(第3項を除く。)、第9条から第11条まで、第12条(第2項第2号を除く。)、第15条から第18条、第19条(第2項を除く。)、第20条から第26条まで、第33条第1項、第34条、第38条、第39条及び第40条第1項(第7号を除く。)から第4項までの規定を準用する。ただし、第4条、第5条、第7条第1項及び第9条の規定は、第45条第1項に規定する者が小集落改良住宅に入居せず、又は居住しなくなった場合に限る。

- 2 前項の規定により準用する場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第1項	前条第1項第1号から第4号まで	第45条第3項第1号から第4号まで
第8条第1項	前2条	前条第1項及び第45条
第11条第2項第1号	第6条第1項第3号	第45条第3項第3号
第16条第1項	第30条第1項又は第35条第1項の規定による明渡しの請求をした場合にあってはその期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第40条第1項の規定による明渡しの請求をした場合にあってはその請求をした日	第40条第1項(第7号を除く。)の規定による明渡しの請求をした場合にあってはその請求をした日
第33条第1項	第27条から前条まで	第47条及び第48条
第34条第1項	第13条第1項若しくは第4項、第29条第1項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第15条(第29条第3項又は第31条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第17条第2項の規定による敷金の減免若し	第15条(第48条第2項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは割増賃料の減免若しくは徴収の猶予、第17条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第48条第1項の規定による割増賃料の徴収又は第48条第3項の規定によるあっせん等

	くは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求、第32条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による公営住宅への入居の措置	
第38条	第13条第1項若しくは第4項、第29条第1項又は第31条第1項	第46条第1項及び第48条第1項
第40条第3項及び第4項	近傍同種の住宅の家賃の額 近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額	家賃の額の2倍に相当する額

第5章 その他住宅の管理

(入居者資格)

第50条 その他住宅のうち別表第3の(1)に掲げる住宅（以下「特定住宅A」という。）に入居することができる者は、次の各号（老人等にあつては第1号、第3号、第4号及び第5号）の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 市税及び市営住宅の使用料を滞納していない者であること。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (3) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。

ア 第6条第1項第3号アに規定する場合 214,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

2 その他住宅のうち別表第3の(2)に掲げる住宅（以下「特定住宅B」という。）に入居することができる者は、前項第1号、第2号、第4号及び第5号（老人等にあつては同項第1号、第4号及び第5号）の条件を具備する者でなければならない。

3 その他住宅のうち別表第3の(3)に掲げる住宅（以下「再開発住宅」という。）に入居することができる者は、第1項第1号、第2号、第4号及び第5号（老人等にあつては同項第1号、第4号及び第5号）並びに次の各号の条件を具備する者でなければならない。

- (1) その者の収入がア又はイに掲げる場合に応じ、それぞれア又はイに掲げる金額を超えないこと。

ア 第6条第1項第3号アに規定する場合 268,000円

イ アに掲げる場合以外の場合 200,000円

(2) 家賃及び敷金を支払う能力を有するものとして市長が規則で定める者であること。

- 4 前項の規定にかかわらず、第53条第3項の規定により準用する第5条第5号及び第6号に掲げる事由により再開発住宅に入居しようとする者が入居の申込みをした場合においては、その者は、第1項第2号及び前項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。
- 5 その他住宅のうち別表第3の(4)に掲げる住宅(以下「定住促進住宅」という。)に入居することができる者は、第1項第1号、第2号、第4号及び第5号(老人等にあつては同項第1号、第4号及び第5号)の条件を具備する者であつて、家賃及び敷金を支払う能力を有するものとして市長が規則で定める者でなければならない。
- 6 前5項に規定するもののほか、市長は、特に必要があると認めるときは、入居者の資格について、別に定めることができる。

(家賃の決定及び変更)

第51条 特定住宅Aの毎月の家賃については、第13条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「次条第3項」とあるのは「第53条第1項の規定において準用する次条第3項」と、同条第1項及び第4項中「第34条第1項」とあるのは「第53条第1項の規定において準用する第34条第1項」と読み替えるものとする。

- 2 特定住宅B、再開発住宅及び定住促進住宅の毎月の家賃は、別表第2の(3)のとおりとする。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の家賃を変更することができる。
- (1) 物価の変動に伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
- (2) 近傍同種の民間賃貸住宅又は前項に掲げるその他住宅の家賃に比較して不相当となったと認めるとき。
- (3) 前項に掲げるその他住宅について改良を施したことに伴い家賃を変更する必要があると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるほか、前項に掲げるその他住宅の管理上必要があると認めるとき。

(再開発住宅の割増賃料)

第52条 市長は、入居者が再開発住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者の第53条第3項の規定において準用する第14条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により更正された場合には、その後の収入)が次の各号に掲げる場合(第50条第3項第1号アに規定する場合に該当する入居者にあつては、当該収入が268,000円を超える場合に限る。)に応じ、それぞれ各号に掲げる倍率を家賃の額に乗じた額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を限度として、割増賃料を徴収することができる。

- (1) 200,000円を超え242,000円以下の場合 0.2

(2) 242,000円を超える場合 0.4

2 市長は、入居者からの収入の申告がない場合において、第53条第3項の規定において準用する第34条第1項の規定による請求を行ったにもかかわらず、当該入居者がその請求に応じないときは、家賃の額に0.4を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度として、割増賃料を徴収することができる。

3 第15条及び第16条の規定は、前2項の割増賃料について準用する。

（準用）

第53条 その他住宅のうち特定住宅Aの管理については、第50条及び第51条に定めるほか、第4条、第5条、第7条第1項、第8条（第3項を除く。）、第9条から第12条まで、第14条から第18条まで、第19条（第2項を除く。）、第20条から第32条まで、第33条第1項、第34条、第38条、第39条及び第40条第1項（第7号を除く。）から第4項までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第1項	前条第1項第1号から第4号まで	第50条第1項第1号から第4号まで
第8条第1項	前2条	前条第1項並びに第50条第1項及び第6項
第11条第2項第1号及び第27条第1項	第6条第1項第3号	第50条第1項第3号
第16条第1項	第30条第1項又は第35条第1項	第30条第1項
	第40条第1項	第40条第1項（第7号を除く。）
第29条第1項及び第31条第1項	第13条第1項及び第4項	第51条第1項の規定において準用する第13条第1項及び第4項
第34条第1項	第13条第1項若しくは第4項、第29条第1項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第15条（第29条第3項又は第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第17条第2項の規定による敷金の減免若し	第51条第1項の規定において準用する第13条第1項若しくは第4項、第29条第1項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第15条（第29条第3項又は第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第

	くは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求、第32条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による公営住宅への入居の措置	17条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求又は第32条の規定によるあっせん等
第38条	第13条第1項若しくは第4項	第51条第1項の規定において準用する第13条第1項若しくは第4項

2 その他住宅のうち特定住宅B及び定住促進住宅の管理については、第50条及び第51条に定めるほか、第4条、第5条、第7条第1項、第8条（第3項を除く。）、第9条、第10条、第11条（第2項第1号を除く。）、第12条（第2項第2号を除く。）、第15条から第18条まで、第19条（第2項を除く。）、第20条から第26条まで、第34条、第38条、第39条及び第40条第1項（第7号を除く。）から第4項までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第1項	前条第1項第1号から第4号まで	第50条第2項及び第5項（第1項第5号の規定に係る部分を除く。）
第8条第1項	前2条	前条第1項並びに第50条第2項、第5項及び第6項
第16条第1項	第30条第1項又は第35条第1項の規定による明渡しの請求をした場合にあってはその期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第40条第1項の規定による明渡しの請求をした場合にあってはその請求をした日	第40条第1項（第7号を除く。）の規定による明渡しの請求をした場合にあってはその請求をした日
第34条第1項	第13条第1項若しくは第4項、第29条第1項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第15条（第29条第3項又は第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第17条第	第15条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は第17条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予

	2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡しの請求、第32条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による公営住宅への入居の措置	
第38条	第13条第1項若しくは第4項、第29条第1項又は第31条第1項	第51条第2項
第40条第3項及び第4項	近傍同種の住宅の家賃の額 近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額	家賃の額の2倍に相当する額

3 その他住宅のうち再開発住宅の管理については、第50条から前条までに定めるほか、第4条、第5条、第7条第1項、第8条（第3項を除く。）、第9条から第11条まで、第12条（第2項第2号を除く。）、第14条から第18条まで、第19条（第2項を除く。）、第20条から第26条まで、第34条、第38条、第39条及び第40条第1項（第7号を除く。）から第4項までの規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第7条第1項	前条第1項第1号から第4号まで	第50条第3項（第1項第5号の規定に係る部分を除く。）
第8条第1項	前2条	前条第1項並びに第50条第3項、第4項及び第6項
第11条第2項第1号	第6条第1項第3号	第50条第3項第1号
第16条第1項	第30条第1項又は第35条第1項の規定による明渡しの請求をした場合にあってはその期限として指定した日の前日又は明け渡した日のいずれか早い日、第40条第1項の規定による明渡しの請求をした場合にあってはその請求をした日	第40条第1項（第7号を除く。）の規定による明渡しの請求をした場合にあってはその請求をした日
第34条第1項	第13条第1項若しくは第4項、第29条第1項若しくは第31条第1項	第15条（第52条第3項において準用する場合を含む。）の規定による

	の規定による家賃の決定、第15条（第29条第3項又は第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第17条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の規定による明渡し請求、第32条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による公営住宅への入居の措置	家賃若しくは割増賃料の減免若しくは徴収の猶予、第17条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予又は第52条第1項若しくは第2項の規定による割増賃料の徴収
第38条	第13条第1項若しくは第4項、第29条第1項又は第31条第1項	第51条第2項並びに第52条第1項及び第2項
第40条第3項及び第4項	近傍同種の住宅の家賃の額 近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額	家賃の額の2倍に相当する額

第6章 公営住宅の社会福祉事業等への活用

（使用許可）

第54条 市長は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人その他公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令（平成8年厚生省・建設省令第1号）第2条に規定する者（以下「社会福祉法人等」という。）が公営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業（以下「社会福祉事業等」という。）を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、公営住宅の使用を許可することができる。

2 市長は、前項の許可に条件を付することができる。

（使用手続）

第55条 社会福祉法人等は、前条の規定により公営住宅を使用しようとするときは、市長の定めるところにより、公営住宅の使用目的、使用期間その他当該公営住宅の使用に係る事項を記載した書面を提出して、市長の許可を申請しなければならない。

2 市長は、社会福祉法人等から前項の申請があった場合には、当該申請に対する処分を決定し、当該社会福祉法人等に対して、当該申請を許可する場合にあっては許可する旨とともに公営住宅の使用開始可能日を、許可しない場合にあっては許可しない旨とともにその理由を通知する。

3 社会福祉法人等は、前項の規定により、公営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、市長の定める日までに公営住宅の使用を開始しなければならない。

(使用料)

第56条 社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において公営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計は、前項の規定による市長が定める額を超えてはならない。

(準用)

第57条 社会福祉法人等による公営住宅の使用に当たっては、第16条から第26条まで、第35条及び第39条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、第16条中「第10条第5項」とあるのは「第55条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第30条第1項又は第35条第1項」とあるのは「第35条第1項」と、「第40条第1項の規定による明渡しの請求をした場合にあってはその請求をした日」とあるのは「第60条の規定による使用許可の取消しをした場合にあってはその取消しをした日」と読み替えるものとする。

(報告の請求)

第58条 市長は、公営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、公営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該公営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第59条 公営住宅を使用している社会福祉法人等は、第55条第1項の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

第60条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、公営住宅の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

第7章 公営住宅のみなし特定公共賃貸住宅としての活用

(使用許可)

第61条 市長は、その区域内に特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅その他の同法第3条第4号イ又はロに掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により公営住宅を同号イ又はロに掲げる者に使用させることが必要であると認める場合におい

て、公営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、当該公営住宅をこれらの者に使用させることができる。

（特定優良賃貸住宅制度に基づく管理）

第62条 市長は、公営住宅を前条の規定に基づいて使用させる場合にあっては、当該公営住宅を特定優良賃貸住宅法第18条第2項の国土交通省令で定める基準に従って管理する。

（家賃の決定）

第63条 第61条の規定による使用に供される公営住宅の毎月の家賃は、第13条第1項若しくは第4項、第29条第1項又は第31条第1項の規定にかかわらず、当該公営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。

2 第14条の規定は、前項の入居者の収入について準用する。この場合において、同条第3項中「第34条第1項」とあるのは「第64条の規定において準用する第34条第1項」と読み替えるものとする。

3 第13条第3項の規定は、第1項の近傍同種の住宅の家賃について準用する。この場合において、「第1項」とあるのは「第63条第1項」と読み替えるものとする。

（準用）

第64条 第61条の規定による公営住宅の使用については、前2条に規定するもののほか、第4条、第8条から第12条まで、第15条から第26条まで、第34条から第42条まで及び第66条の規定を準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8条第1項	前2条	第64条の規定において準用する第42条
第16条第1項	第30条第1項又は第35条第1項	第35条第1項
第34条第1項	第13条第1項若しくは第4項、第29条第1項若しくは第31条第1項の規定による家賃の決定、第15条（第29条第3項又は第31条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第17条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第30条第1項の	第15条の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第17条第2項の規定による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第36条の規定による公営住宅への入居の措置又は第63条の規定による家賃の決定

	規定による明渡しの請求、第32条の規定によるあっせん等又は第36条の規定による公営住宅への入居の措置	
第37条及び第38条	第13条第1項若しくは第4項、第29条第1項若しくは第31条第1項	第63条

第8章 補則

(市営住宅監理員及び市営住宅管理人)

第65条 市長は、市職員のうちから市営住宅監理員を任命する。

2 市営住宅監理員は、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与える。

3 市長は、市営住宅監理員の職務を補助させるため、市営住宅管理人を置くことができる。

4 市営住宅管理人は、市営住宅監理員の指揮を受けて、修繕すべき箇所の報告等、入居者との連絡の事務を行う。

5 前4項に規定するもののほか、市営住宅監理員及び市営住宅管理人に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(立入検査)

第66条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員若しくは市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指定管理者による管理)

第67条 市営住宅及び共同施設の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第68条 指定管理者は、市営住宅及び共同施設における次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 入居者の募集に関する業務
- (2) 入退去の手続に関する業務
- (3) 市営住宅及び共同施設の維持管理に関する業務

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める業務
(敷地の目的外使用)

第69条 市長は、市営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部を、その用途又は目的を妨げない限度において、市長が規則で定めるところによりその使用を許可することができる。

(過料)

第70条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

(委任)

第71条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。ただし、附則第6項の規定は、令和5年4月1日から、附則第7項の規定は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 今治市特定住宅条例（平成17年今治市条例第236号）
- (2) 今治市特定公共賃貸住宅条例（平成17年今治市条例第237号）
- (3) 今治市再開発住宅条例（平成17年今治市条例第238号）
- (4) 今治市定住促進住宅条例（平成17年今治市条例第239号）
- (5) 今治市小集落改良住宅条例（平成17年今治市条例第240号）

(経過措置)

- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、この条例による改正前の今治市営住宅条例並びに前項の規定による廃止前の今治市特定住宅条例、今治市特定公共賃貸住宅条例、今治市再開発住宅条例、今治市定住促進住宅条例及び今治市小集落改良住宅条例（以下これらを「旧条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この附則に別段の定めのあるものを除き、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

- 4 この条例の施行の際、現に旧条例の相当規定により選任されている連帯保証人については、なお従前の例による。

- 5 施行日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

- 6 今治市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成18年今治市条例第60号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

今治市営住宅指定管理者選定審議会	桜井浜第1団地、桜井浜第2団地、桜井団地第1団地、桜井団地第2団地、唐子台団地、松木団地、町谷団地、四村団地、東鳥生団地、南鳥生団地、北鳥生団地、郷本町団地、八町団地、美須賀コーポ、本町団地、東門団地、黄金団地、泉川団地、南日吉団地、鯉池東団地、鯉池西団地、石井団地、近見団地、大新田団地、小泉団地、阿方第1団地、阿方第2団地、地堀団地、高部団地、朝倉北団地、朝倉南団地、朝倉下団地、朝倉上団地、朝倉南第2団地、朝倉下第2団地、朝倉上第2団地、朝倉上第3団地、玉川三反地団地、玉川川原団地、玉川日之浦団地、玉川大野団地、玉川摺木団地、玉川法界寺団地、玉川山崎団地、玉川竹ノハナ団地、玉川ウワナル団地、玉川ウワナル第2団地、玉川竹ノハナ第2団地、玉川三反地ハサマ団地、玉川中村団地、波方平松団地、波方郷団地、波方郷1団地、波方郷2団地、波方西浦団地、波方宮脇団地、波方岡北団地、波方海山団地、波方平石団地、波方小部団地、大西金光団地、大西鳥越団地、菊間近代1団地、菊間近代2団地、菊間霜ノ下団地、菊間西町団地、菊間太宮団地、菊間恵比須団地、菊間葉山団地、菊間城ノ上団地、菊間日之出団地、吉海椋名団地、吉海本庄団地、吉海福田C団地、吉海福田仲団地、吉海瀬賀居団地、吉海八幡岡団地、吉海泊団地、吉海椋名中団地、吉海下田水団地、吉海八幡中団地、吉海志津見団地、吉海本庄中浜団地、吉海八幡南団地、宮窪余所国団地、宮窪余所国第2団地、宮
------------------	--

窪仲側団地、宮窪団地、伯方湊団地、伯方伊方団地、伯方吉田団地、伯方瀬戸浜団地、伯方古江団地、伯方船越団地、伯方峠ノ越団地、伯方薬師団地、伯方三坂山団地、伯方梅団地、伯方小田団地、伯方尾浦団地、上浦井口団地、上浦瀬戸団地、上浦盛団地、上浦大新田団地、上浦古戸団地、上浦寿合南団地、大三島肥海団地、大三島会所下団地、大三島宮浦団地、大三島上条団地、大三島野々江団地、大三島砂塚団地、大三島浦戸団地、大三島宗方団地、関前大下団地、関前城ノ谷団地、関前白潟特定公共賃貸住宅、菊間北浜 2 団地、菊間北浜 5 団地、菊間北浜 6 団地、菊間北浜 7 団地、菊間日之出 3 団地、上浦古池団地、上浦井田浜団地、上浦神田団地、桜井浜第 1 団地引揚者住宅、朝倉立丁特定住宅、伯方湊団地特定住宅、伯方薬師団地特定住宅、伯方明神ヶ崎団地特定住宅、伯方小島団地特定住宅、上浦ハイツ、大三島台ダム住宅、大三島旧法務局住宅、関前小大下引揚者住宅、関前城ノ谷引揚者住宅、関前岡引揚者住宅、今治駅西第 1 再開発住宅、今治駅西第 2 再開発住宅、吉海定住促進住宅及び大三島定住促進住宅

(定住促進住宅の特例)

- 7 今治市定住促進住宅条例第 5 条の規定は、この条例の公布の日以後に入居の期間が満了する者については、適用しない。

別表第1（第3条関係）

住宅の種類	名称	位置
公営住宅	桜井浜第1団地	今治市桜井一丁目5番4号
	桜井浜第2団地	今治市桜井四丁目6番16号
	桜井団地第1団地	今治市桜井団地五丁目1番地1
	桜井団地第2団地	今治市桜井団地一丁目2番地2
	唐子台団地	今治市唐子台西三丁目10番地1
	松木団地	今治市松木6番地2
	町谷団地	今治市町谷甲378番地
	四村団地	今治市四村14番地1
	東鳥生団地	今治市東鳥生町一丁目2番22号
	南鳥生団地	今治市南鳥生町一丁目5番3号
	北鳥生団地	今治市北鳥生町一丁目4番8号
	郷本町団地	今治市郷本町一丁目3番36号
	八町団地	今治市八町西五丁目1番40号
	美須賀コーポ	今治市室屋町一丁目2番地5
	本町団地	今治市本町七丁目2番12号
	東門団地	今治市東門町六丁目2番19号
	黄金団地	今治市黄金町四丁目5番地4
	泉川団地	今治市泉川町一丁目2番58号
	南日吉団地	今治市南日吉町二丁目1番5号
	鯉池東団地	今治市鯉池町二丁目1番37号
	鯉池西団地	今治市鯉池町一丁目3番16号
	石井団地	今治市石井町二丁目7番54号
	近見団地	今治市近見町二丁目4番17号
	大新田団地	今治市大新田町三丁目5番58号
	小泉団地	今治市小泉四丁目3番1号
	阿方第1団地	今治市阿方甲163番地1
	阿方第2団地	今治市阿方甲525番地1
	地堀団地	今治市地堀四丁目7番1号
	高部団地	今治市高部甲1628番地
	朝倉北団地	今治市朝倉北甲381番地4

朝倉南団地	今治市朝倉南乙205番地 3
朝倉下団地	今治市朝倉下甲1081番地 6
朝倉上団地	今治市朝倉上甲2442番地101
朝倉南第2団地	今治市朝倉南甲221番地 3
朝倉下第2団地	今治市朝倉下甲1415番地 1
朝倉上第2団地	今治市朝倉上甲798番地20
朝倉上第3団地	今治市朝倉上甲2092番地22
玉川三反地団地	今治市玉川町三反地甲217番地59
玉川川原団地	今治市玉川町摺木甲37番地 1
玉川日之浦団地	今治市玉川町鈍川丙71番地 1
玉川大野団地	今治市玉川町大野甲36番地 2
玉川摺木団地	今治市玉川町摺木甲63番地
玉川法界寺団地	今治市玉川町法界寺乙13番地 6
玉川山崎団地	今治市玉川町摺木甲10番地 3
玉川竹ノハナ団地	今治市玉川町龍岡上甲10番地 1
玉川ウワナル団地	今治市玉川町三反地甲121番地 1
玉川ウワナル第2団地	今治市玉川町三反地甲145番地 2
玉川竹ノハナ第2団地	今治市玉川町龍岡上甲 8 番地 1
玉川三反地ハサマ団地	今治市玉川町三反地甲217番地21
玉川中村団地	今治市玉川町中村甲297番地 1
波方平松団地	今治市波方町養老乙74番地11
波方郷団地	今治市波方町郷乙415番地49
波方郷1団地	今治市波方町郷甲1325番地 1
波方郷2団地	今治市波方町郷甲1325番地 1
波方西浦団地	今治市波方町西浦甲3224番地 1
波方宮脇団地	今治市波方町樋口甲1930番地24
波方岡北団地	今治市波方町岡甲337番地 9
波方海山団地	今治市波方町波方乙510番地 5
波方平石団地	今治市波方町樋口甲1994番地 1
波方小部団地	今治市波方町小部甲489番地 1
大西金光団地	今治市大西町新町甲570番地
大西鳥越団地	今治市大西町新町甲1037番地 1

菊間近代 1 団地	今治市菊間町長坂1205番地
菊間近代 2 団地	今治市菊間町長坂1205番地
菊間霜ノ下団地	今治市菊間町佐方1030番地
菊間西町団地	今治市菊間町浜189番地
菊間太宮団地	今治市菊間町浜1366番地 1
菊間恵比須団地	今治市菊間町種4436番地
菊間葉山団地	今治市菊間町池原3158番地
菊間城ノ上団地	今治市菊間町種198番地 1
菊間日之出団地	今治市菊間町浜1239番地 1
吉海棕名団地	今治市吉海町棕名150番地
吉海本庄団地	今治市吉海町本庄1997番地
吉海福田 C 団地	今治市吉海町福田 5 番地 1
吉海福田仲団地	今治市吉海町福田1364番地
吉海瀬賀居団地	今治市吉海町名3030番地
吉海八幡岡団地	今治市吉海町八幡478番地 1
吉海泊団地	今治市吉海町泊498番地
吉海棕名中団地	今治市吉海町棕名371番地
吉海下田水団地	今治市吉海町名4694番地 3
吉海八幡中団地	今治市吉海町八幡88番地
吉海志津見団地	今治市吉海町仁江2158番地
吉海本庄中浜団地	今治市吉海町本庄954番地 3
吉海八幡南団地	今治市吉海町八幡111番地
宮窪余所国団地	今治市宮窪町余所国1782番地
宮窪余所国第 2 団地	今治市宮窪町余所国1383番地
宮窪仲側団地	今治市宮窪町余所国807番地 1
宮窪団地	今治市宮窪町宮窪1360番地 1
伯方湊団地	今治市伯方町木浦甲1726番地 2
伯方伊方団地	今治市伯方町伊方甲179番地 4
伯方吉田団地	今治市伯方町北浦甲869番地 2
伯方瀬戸浜団地	今治市伯方町木浦甲654番地 3
伯方古江団地	今治市伯方町木浦甲3944番地 1
伯方船越団地	今治市伯方町北浦甲114番地 2

	伯方峠ノ越団地	今治市伯方町木浦甲557番地 1
	伯方薬師団地	今治市伯方町木浦甲991番地 1
	伯方三坂山団地	今治市伯方町伊方甲1768番地
	伯方梅団地	今治市伯方町有津甲17番地
	伯方小田団地	今治市伯方町北浦甲2824番地 6
	伯方尾浦団地	今治市伯方町木浦甲4652番地
	上浦井口団地	今治市上浦町井口5560番地
	上浦瀬戸団地	今治市上浦町瀬戸2633番地 2
	上浦盛団地	今治市上浦町盛3115番地 1
	上浦大新田団地	今治市上浦町甘崎3873番地 1
	上浦古戸団地	今治市上浦町井口5944番地
	上浦寿合南団地	今治市上浦町盛3092番地 1
	大三島肥海団地	今治市大三島町肥海1167番地 3
	大三島会所下団地	今治市大三島町宮浦5660番地
	大三島宮浦団地	今治市大三島町宮浦5611番地
	大三島上条団地	今治市大三島町宮浦3267番地 1
	大三島野々江団地	今治市大三島町野々江2435番地10
	大三島砂塚団地	今治市大三島町野々江431番地
	大三島浦戸団地	今治市大三島町浦戸180番地 1
	大三島宗方団地	今治市大三島町宗方3620番地
	関前大下団地	今治市関前大下甲1930番地32
	関前城ノ谷団地	今治市関前岡村甲2627番地 4
特定公共賃貸住宅	関前白潟特定公共賃貸住宅	今治市関前岡村甲1506番地
小集落改良住宅	菊間北浜 2 団地	今治市菊間町浜1310番地
	菊間北浜 5 団地	今治市菊間町浜1272番地
	菊間北浜 6 団地	今治市菊間町浜1272番地
	菊間北浜 7 団地	今治市菊間町浜1303番地
	菊間日之出 3 団地	今治市菊間町浜1245番地
	上浦古池団地	今治市上浦町盛2258番地
	上浦井田浜団地	今治市上浦町井口1931番地
	上浦神田団地	今治市上浦町盛1252番地
その他住宅	桜井浜第 1 団地引揚者住宅	今治市桜井一丁目 5 番 4 号

朝倉立丁特定住宅	今治市朝倉北甲293番地 5
伯方湊団地特定住宅	今治市伯方町木浦甲1714番地
伯方薬師団地特定住宅	今治市伯方町木浦甲999番地 1
伯方明神ヶ崎団地特定住宅	今治市伯方町有津甲1862番地
伯方小島団地特定住宅	今治市伯方町北浦甲1333番地11
上浦ハイツ	今治市上浦町井口7073番地13
大三島台ダム住宅	今治市大三島町宮浦5241番地 1
大三島旧法務局住宅	今治市大三島町宮浦5703番地
関前小大下引揚者住宅	今治市関前小大下乙1352番地 5
関前城ノ谷引揚者住宅	今治市関前岡村甲2627番地 4
関前岡引揚者住宅	今治市関前岡村甲424番地 2
今治駅西第 1 再開発住宅	今治市北日吉町一丁目 9 番39号
今治駅西第 2 再開発住宅	今治市北日吉町一丁目16番 8 号
吉海定住促進住宅	今治市吉海町臥間24番地
大三島定住促進住宅	今治市大三島町宮浦5303番地

別表第 2（第43条、第46条、第51条関係）

	名称	家賃	備考
(1)	関前白潟特定公共賃貸住宅	22,000円	2 L D K
		25,000円	3 L D K
(2)	菊間北浜 2 団地	3,000円	
	菊間北浜 5 団地	3,000円	
	菊間北浜 6 団地	3,000円	
	菊間北浜 7 団地	3,000円	
	菊間日之出 3 団地	3,000円	
	上浦古池団地	2,500円	
	上浦井田浜団地	2,800円	昭和50年度建設
		3,000円	昭和51年度建設
	上浦神田団地	3,000円	
(3)	朝倉立丁特定住宅	5,000円	
	上浦ハイツ	45,000円	3 L D K
		37,000円	3 D K

大三島旧法務局住宅	40,000円	
関前小大下引揚者住宅	4,000円	
関前城ノ谷引揚者住宅	4,000円	
関前岡引揚者住宅	4,000円	
今治駅西第1再開発住宅	42,700円	3DK
	24,200円	1DK
今治駅西第2再開発住宅	44,000円	3DK
	25,000円	1DK
吉海定住促進住宅	38,000円	2LDK
	22,000円	1DK
大三島定住促進住宅	33,000円	2DK
	22,000円	1DK

別表第3（第50条関係）

	その他住宅の種類	名称
(1)	特定住宅A	桜井浜第1団地引揚者住宅
		伯方湊団地特定住宅
		伯方薬師団地特定住宅
		伯方明神ヶ崎団地特定住宅
		伯方小島団地特定住宅
		大三島台ダム住宅
(2)	特定住宅B	朝倉立丁特定住宅
		上浦ハイツ
		大三島旧法務局住宅
		関前小大下引揚者住宅
		関前城ノ谷引揚者住宅
		関前岡引揚者住宅
(3)	再開発住宅	今治駅西第1再開発住宅
		今治駅西第2再開発住宅
(4)	定住促進住宅	吉海定住促進住宅
		大三島定住促進住宅

今治市港湾施設管理条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

交流厚生用地使用料を設定しようとするもの。

今治市港湾施設管理条例の一部を改正する条例

今治市港湾施設管理条例（平成17年今治市条例第246号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

海のコンコース	1平方メートル につき 1日	3.4円	
---------	-------------------	------	--

」

を

「

海のコンコース 使用料	1平方メートル につき 1日	3.4円	
交流厚生用地使 用料			

」

に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行し、同日以後の使用に係る使用料について適用する。

「参 考」

今治市港湾施設管理条例改正条項新旧対照表

新					旧				
別表第1（第20条関係）					別表第1（第20条関係）				
通常使用料					通常使用料				
区分	種別	単位	使用料		区分	種別	単位	使用料	
			今治港	今治港 以外の 港湾				今治港	今治港 以外の 港湾
一般 使用	係船料	係留1回総トン 数1トンにつき 24時間までごと に			一般 使用	係船料	係留1回総トン 数1トンにつき 24時間までごと に		
専用 使用	岸壁敷 使用料	一時使用 使用期間15日 まで 1平方メ ートルにつき 1日 使用期間16日	4.5円		専用 使用	岸壁敷 使用料	一時使用 使用期間15日 まで 1平方メ ートルにつき 1日 使用期間16日	4.5円	

		以上1月以内 使用開始の日 から " 1日 長期使用 使用 開始の日から " 1日 使用開始の日か ら3日までは、 使用料を徴収し ない。4日以上 引き続き使用す る場合は、使用 開始の日にさか のぼり使用延べ 面積を計算して 使用料を徴収す る。	9円	
		以上1月以内 使用開始の日 から " 1日 長期使用 使用 開始の日から " 1日 使用開始の日か ら3日までは、 使用料を徴収し ない。4日以上 引き続き使用す る場合は、使用 開始の日にさか のぼり使用延べ 面積を計算して 使用料を徴収す る。	9円	

	海のコン ンコー ス使用 料 交流厚 生用地 使用料	1平方メートル につき 1日	3.4円	

	海のコン ンコー ス — — — — —	1平方メートル につき 1日	3.4円	

備考 略

備考 略

今治市公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

- 1 小規模下水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）を適用しようとするもの。
- 2 宮脇農業集落排水処理施設を廃止しようとするもの。

今治市公共下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

(今治市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 今治市公共下水道事業の設置等に関する条例（平成27年今治市条例第65号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

今治市下水道事業の設置等に関する条例

第1条中「今治市公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を含む。）」を「今治市下水道事業（以下「下水道事業」という。）」に改める。

第2条中「今治市公共下水道事業（以下「公共下水道事業」という。）」を「下水道事業」に改め、同条に次の1項を加える。

2 下水道事業として次に掲げる事業を行う。

(1) 公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を含む。）

(2) 小規模下水道事業（今治市小規模下水道事業受益者分担に関する条例（平成17年今治市条例第255号）第1条に掲げる事業をいう。）

第3条中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改める。

第4条第1項中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改め、同条に次の1項を加える。

3 小規模下水道事業の区域及び施設は、次のとおりとする。

(1) 区域 今治市小規模下水道条例（平成17年今治市条例第254号）別表第1処理区域の欄に掲げる区域

(2) 施設 今治市小規模下水道条例別表第1名称の欄に掲げる施設

第5条、第6条並びに第7条第1項及び第2項第3号中「公共下水道事業」を「下水道事業」に改める。

(今治市小規模下水道条例の一部改正)

第2条 今治市小規模下水道条例（平成17年今治市条例第254号）の一部を次のように改正する。

第1条中「農業集落排水処理施設」を「この条例は、農業集落排水処理施設」に、「設置及び管理については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる」を「管理について、必要な事項を定めるものとする」に改める。

第2条の見出し中「設置」を「地区、名称等」に改め、同条第1項を次のように改める。

小規模下水道の地区、名称等は、別表第1のとおりとする。

別表第1 宮脇地区の項を削る。

(今治市特別会計条例の一部改正)

第3条 今治市特別会計条例（平成17年今治市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第1条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に使用している宮脇農業集落排水処理施設に排除した下水（この条例の施行の日の前日までにその量が算定されないものに限る。）については、今治市下水道条例（平成17年今治市条例第251号）の規定に基づき公共下水道に排除したものとみなし、同条例の規定を適用する。

「参 考」

第1条による今治市公共下水道事業の設置等に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<u>今治市下水道事業の設置等に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）の規定に基づき、<u>今治市下水道事業（以下「下水道事業」という。）</u>の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、<u>下水道事業</u>を<u>設置する。</u> 2 <u>下水道事業として次に掲げる事業を行う。</u> (1) <u>公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を含む。）</u> (2) <u>小規模下水道事業（今治市小規模下水道事業受益者分担に関する条例（平成17年今治市条例第255号）第1条に掲げる事業をいう。）</u> (法の財務規定等の適用) 第3条 法第2条第3項及び令第1条第2項の規定に基づき、<u>下水道事業</u>に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。	<u>今治市公共下水道事業の設置等に関する条例</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）の規定に基づき、<u>今治市公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を含む。）</u>の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。 (設置) 第2条 市民の公衆衛生の向上及び都市の健全な発達に寄与し、あわせて公共用水域の水質の保全に資するため、<u>今治市公共下水道事業（以下「公共下水道事業」という。）</u>を<u>設置する。</u> _____ _____ _____ _____ _____ _____ (法の財務規定等の適用) 第3条 法第2条第3項及び令第1条第2項の規定に基づき、<u>公共下水道事業</u>に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

(経営の基本)

第4条 下水道事業 は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 略

3 小規模下水道事業の区域及び施設は、次のとおりとする。

(1) 区域 今治市小規模下水道条例(平成17年今治市条例第254号)別表第1処理区域の欄に掲げる区域

(2) 施設 今治市小規模下水道条例別表第1名称の欄に掲げる施設

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が1件につき2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1)～(4) 略

(業務状況の公表)

(経営の基本)

第4条 公共下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 略

3 小規模下水道事業の区域及び施設は、次のとおりとする。

(1) 区域 今治市小規模下水道条例(平成17年今治市条例第254号)別表第1処理区域の欄に掲げる区域

(2) 施設 今治市小規模下水道条例別表第1名称の欄に掲げる施設

(重要な資産の取得及び処分)

第5条 法第33条第2項の規定により予算で定めなければならない公共下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格(適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額)が1件につき2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡(不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

(会計事務の処理)

第6条 法第34条の2ただし書の規定に基づき、公共下水道事業の出納その他の会計事務のうち次に掲げるものに係る権限は、会計管理者に行わせるものとする。

(1)～(4) 略

(業務状況の公表)

第7条 市長は、下水道事業 に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を5月31日までに公表しなければならない。

2 前項の業務の状況の公表に当たっては、次の事項を掲載するとともに、11月30日までに公表する業務の状況においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに公表する業務の状況においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) ～ (2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業 の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 略

第7条 市長は、公共下水道事業 に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を11月30日までに、10月1日から翌年3月31日までの業務の状況を5月31日までに公表しなければならない。

2 前項の業務の状況の公表に当たっては、次の事項を掲載するとともに、11月30日までに公表する業務の状況においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに公表する業務の状況においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) ～ (2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、公共下水道事業 の経営状況を明らかにするため市長が必要と認める事項

3 略

「参 考」

第2条による今治市小規模下水道条例改正条項新旧対照表

新				旧			
(趣旨)				(趣旨)			
第1条 この条例は、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、コミュニティプラント（地域し尿処理施設）及び市設置の生活排水処理施設（以下「小規模下水道」という。）の <u>管理について、必要な事項を定めるものとする</u> 。				第1条 農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設、コミュニティプラント（地域し尿処理施設）及び市設置の生活排水処理施設（以下「小規模下水道」という。）の <u>設置及び管理については、法令に定めるもののほか、この条例の定めるところによる</u> 。			
(地区、名称等)				(設置)			
第2条 <u>小規模下水道の地区、名称等は、別表第1のとおりとする。</u>				第2条 <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、小規模下水道を別表第1のとおり設置する。</u>			
2 略				2 略			
別表第1（第2条関係）				別表第1（第2条関係）			
地区	名称	主たる施設の位置	処理区域	地区	名称	主たる施設の位置	処理区域
九王地区	九王農業集落排水処理施設	今治市大西町九王乙78番地3	今治市大西町九王の地域で市長が告示する区域	九王地区	九王農業集落排水処理施設	今治市大西町九王乙78番地3	今治市大西町九王の地域で市長が告示する区域
宮脇地区	宮脇農業集落排水処理施設	今治市大西町宮脇甲300番地2	今治市大西町宮脇の地域で市長が告示する区域	宮脇地区	宮脇農業集落排水処理施設	今治市大西町宮脇甲300番地2	今治市大西町宮脇の地域で市長が告示する区域
山之内地区	山之内農業集落排水処理施設	今治市大西町山之内	今治市大西町山之内の地域	山之内地区	山之内農業集落排水処理施設	今治市大西町山之内	今治市大西町山之内の地域

	水 処 理 施 設	内 甲 3 番 地	で市長が告示 する区域		水 処 理 施 設	内 甲 3 番 地	で市長が告示 する区域

「参 考」

第3条による今治市特別会計条例改正条項新旧対照表

新	旧
(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。 (1) ～ (5) 略 (6) 略 (7) 略 (8) 略 (9) 略	(設置) 第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第209条第2項の規定に基づき、次の各号に掲げる特別会計を、当該各号に定める目的のため設置する。 (1) ～ (5) 略 (6) <u>小規模下水道特別会計</u> <u>小規模下水道事業</u> (7) 略 (8) 略 (9) 略 (10) 略

今治市小規模下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

宮脇負担区を廃止しようとするもの。

今治市小規模下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例

今治市小規模下水道事業受益者分担に関する条例（平成17年今治市条例第255号）の一部を次のように改正する。

別表宮脇負担区の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに生じた原因に係る宮脇負担区の受益者が負担する分担金については、この条例の規定による改正前の今治市小規模下水道事業受益者分担に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

「参 考」

今治市小規模下水道事業受益者分担に関する条例改正条項新旧対照表

新				旧			
別表（第3条関係）				別表（第3条関係）			
負担区 の名称	負（分）担金額	受益者	納付 期間	負担区 の名称	負（分）担金額	受益者	納付 期間
九王負 担区	土地300m ² 未満90,000 円 土地300m ² 以上120,000 円 ただし、集合住宅は戸 数に90,000円を乗じて 得た額若しくは宅地面 積に400円を乗じて得 た額のいずれか低い額	土 地 所 有 者	5 年	九王負 担区	土地300m ² 未満90,000 円 土地300m ² 以上120,000 円 ただし、集合住宅は戸 数に90,000円を乗じて 得た額若しくは宅地面 積に400円を乗じて得 た額のいずれか低い額	土 地 所 有 者	5 年
				宮脇負 担区	土地300m ² 未満90,000 円 土地300m ² 以上120,000 円 ただし、集合住宅は戸 数に90,000円を乗じて 得た額若しくは宅地面 積に400円を乗じて得 た額のいずれか低い額	土 地 所 有 者	5 年
山之内 負担区	土地300m ² 未満90,000 円 土地300m ² 以上120,000 円 ただし、集合住宅は戸	土 地 所 有 者	5 年	山之内 負担区	土地300m ² 未満90,000 円 土地300m ² 以上120,000 円 ただし、集合住宅は戸	土 地 所 有 者	5 年

	数に90,000円を乗じて 得た額若しくは宅地面 積に400円を乗じて得 た額のいずれか低い額				数に90,000円を乗じて 得た額若しくは宅地面 積に400円を乗じて得 た額のいずれか低い額		

今治市給水条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和5年3月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「理 由」

- 1 民法（明治29年法律第89号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。
- 2 水道料金を改定しようとするもの。

今治市給水条例の一部を改正する条例

今治市給水条例（平成17年今治市条例第263号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「ついて利害関係人があるときは、工事申込者は、その者の承諾を得るようしなければならない」を「より、市長が必要と認めたときは、利害関係人の同意書又は民法（明治29年法律第89号）第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書の提出を求めることができる」に改める。

別表第1中

「

1, 123円	5m ³ を超え10m ³ まで	38円
	10m ³ を超え40m ³ まで	186円
	40m ³ を超えるもの	232円
1, 725円	10m ³ を超え40m ³ まで	215円
	40m ³ を超えるもの	238円

」

を

「

1, 224円	5m ³ を超え10m ³ まで	41円
	10m ³ を超え40m ³ まで	203円
	40m ³ を超えるもの	253円
1, 846円	10m ³ を超え40m ³ まで	230円
	40m ³ を超えるもの	255円

」

に、

「

23, 760円	150m ³ を超え200m ³ まで	66円
	200m ³ を超えるもの	191円

」

を

「

25,661円	150m ³ を超え200m ³ まで	71円
	200m ³ を超えるもの	206円

」

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、改正後の別表第1の規定は、令和5年8月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、前項ただし書に規定する改正規定の施行の日に確定する料金について適用し、同日前に確定した料金については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市給水条例改正条項新旧対照表

新					旧				
(給水装置の新設等の申込み)					(給水装置の新設等の申込み)				
第5条 略					第5条 略				
2 略					2 略				
3 給水装置工事の申込みにより、市長が必要と認めたときは、利害関係人の同意書又は民法（明治29年法律第89号）第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書の提出を求めることができる。					3 給水装置工事の申込みについて利害関係人があるときは、工事申込者は、その者の承諾を得るようにしなければならない				
4 略					4 略				
別表第1（第23条関係）					別表第1（第23条関係）				
用途	料金（1月につき）				用途	料金（1月につき）			
	基本水量	基本料金	超過水量	超過料金（1m ³ につき）		基本水量	基本料金	超過水量	超過料金（1m ³ につき）
家庭用	5m ³	1,224円	5m ³ を超え	41円	家庭用	5m ³	1,123円	5m ³ を超え	38円
			10m ³ まで					10m ³ まで	
			10m ³ を超え	203円				10m ³ を超え	186円
			40m ³ まで					40m ³ まで	
			40m ³ を超え	253円				40m ³ を超え	232円
			るもの					るもの	
業務用	10m ³	1,846円	10m ³ を超え	230円	業務用	10m ³	1,725円	10m ³ を超え	215円
			40m ³ まで					40m ³ まで	
			40m ³ を超え	255円				40m ³ を超え	238円
			るもの					るもの	
湯屋用	200m ³	10,162円	200m ³ を超え	65円	湯屋用	200m ³	10,162円	200m ³ を超え	65円
			500m ³ まで					500m ³ まで	
			500m ³ を超え	66円				500m ³ を超え	66円

			るもの	
工 業	150m ³	25,661	150m ³ を超え	71円
用		円	200m ³ まで	
			200m ³ を超え	206円
			るもの	
船舶				325円
用				
臨時		492円		335円
用				

			るもの	
工 業	150m ³	23,760	150m ³ を超え	66円
用		円	200m ³ まで	
			200m ³ を超え	191円
			るもの	
船舶				325円
用				
臨時		492円		335円
用				

財産の無償貸付について（今治市玉川龍岡活性化センター）

次のとおり財産を無償で貸し付ける。

令和5年3月2日提出

今治市長 徳永繁樹

記

1 無償貸付をする財産

今治市玉川龍岡活性化センター

(1) 土地

	所 在	面積（平方メートル）	地 目
1	今治市玉川町龍岡下乙18番1	2,176.47	宅地
2	今治市玉川町龍岡下乙17番2	253.65	宅地

(2) 建物

	構 造	延床面積（平方メートル）	備 考
1	木造平家建	212.99	特産品販売所等
2	コンクリートブロック造平家建	23.00	物置
3	木造平家建	22.80	休憩所
4	プレハブ造平家建	1.44	物置

2 無償貸付の相手方

今治市八町西三丁目6番30号

株式会社ありがとうサービス

代表取締役 井本雅之

3 無償貸付の目的

地域特産品の開発、製造及び販売することにより、地域住民のふれあいと地域農業の振興を図ることを目的とする。

4 無償貸付の期間

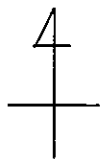
令和5年4月1日から令和25年3月31日まで

5 無償貸付の理由

今治市玉川龍岡活性化センターを民間事業者に無償で貸し付けることにより、地域特産品の販売機能等を維持したうえで、民間ノウハウの活用及び長期的視点に立った設備投資を実施することができ、利用者サービスの向上及び玉川地域の活性化に寄与しようとするもの。

「参 考」

位 置 図



凡例



無償貸付箇所

縮尺 1 : 5,000



「参 照」

地方自治法（抜すい）

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- （6） 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

新たに生じた土地の確認について（大三島地区造船振興土地造成地）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、今治市大三島町浦戸1528番から同1511番3までの地先公有水面埋立地2,637.47平方メートルは、今治市の地域であることを確認する。

令和5年3月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「参 照」

地方自治法（抜すい）

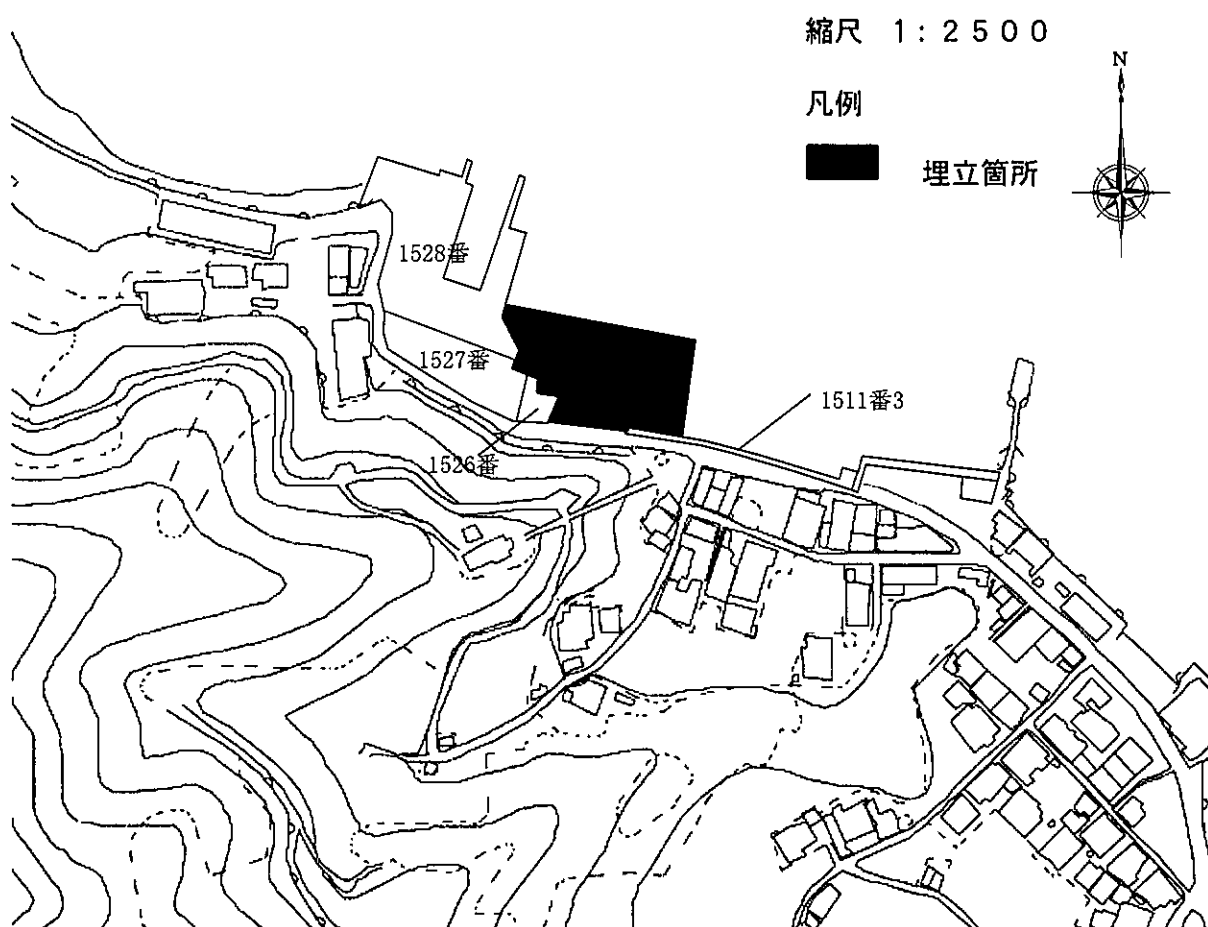
（あらたに生じた土地の確認）

第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

「参考」

公有水面埋立箇所図

1	埋立免許 令和3年7月12日 今治市指令農水管第175号
2	埋立権者 今治市
3	埋立場所 今治市大三島町浦戸1528番から同1511番3までの地先公有水面
4	埋立面積 2,637.47平方メートル
5	竣工認可 令和4年12月21日 今治市指令建港第230号



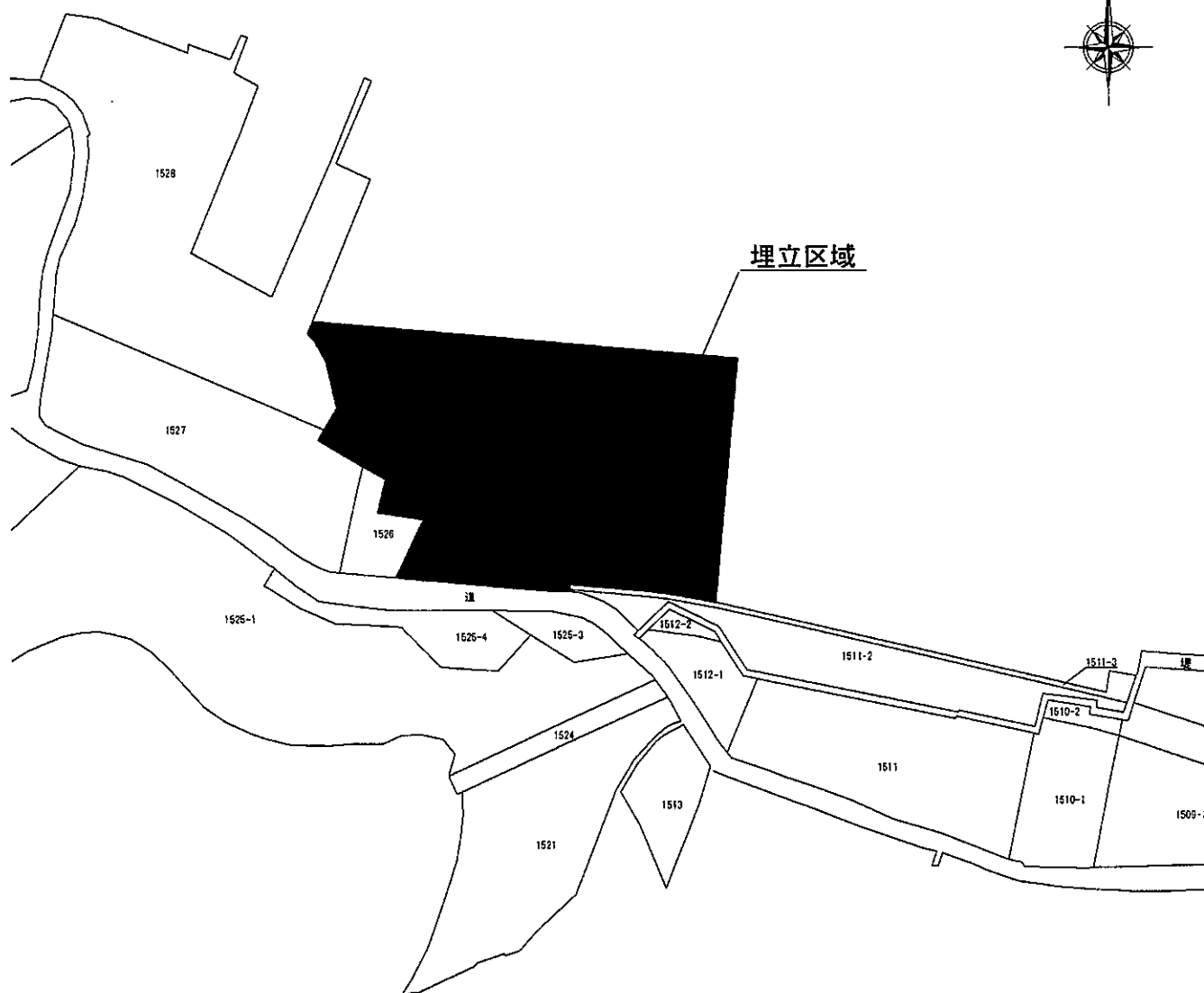
「参考」

地 籍 図

凡 例

■ 埋立箇所

縮 尺 1:1000



字の区域の変更について（大三島地区造船振興土地造成地）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更するものとする。

上記の処分は、今治市長の行う告示の日から効力を生ずる。

令和5年3月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
大三島町浦戸	今治市大三島町浦戸1528番から同1511番 3までの地先公有水面埋立地	2,637.47

「参 照」

地方自治法（抜すい）

（市町村区域内の町又は字の区域）

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

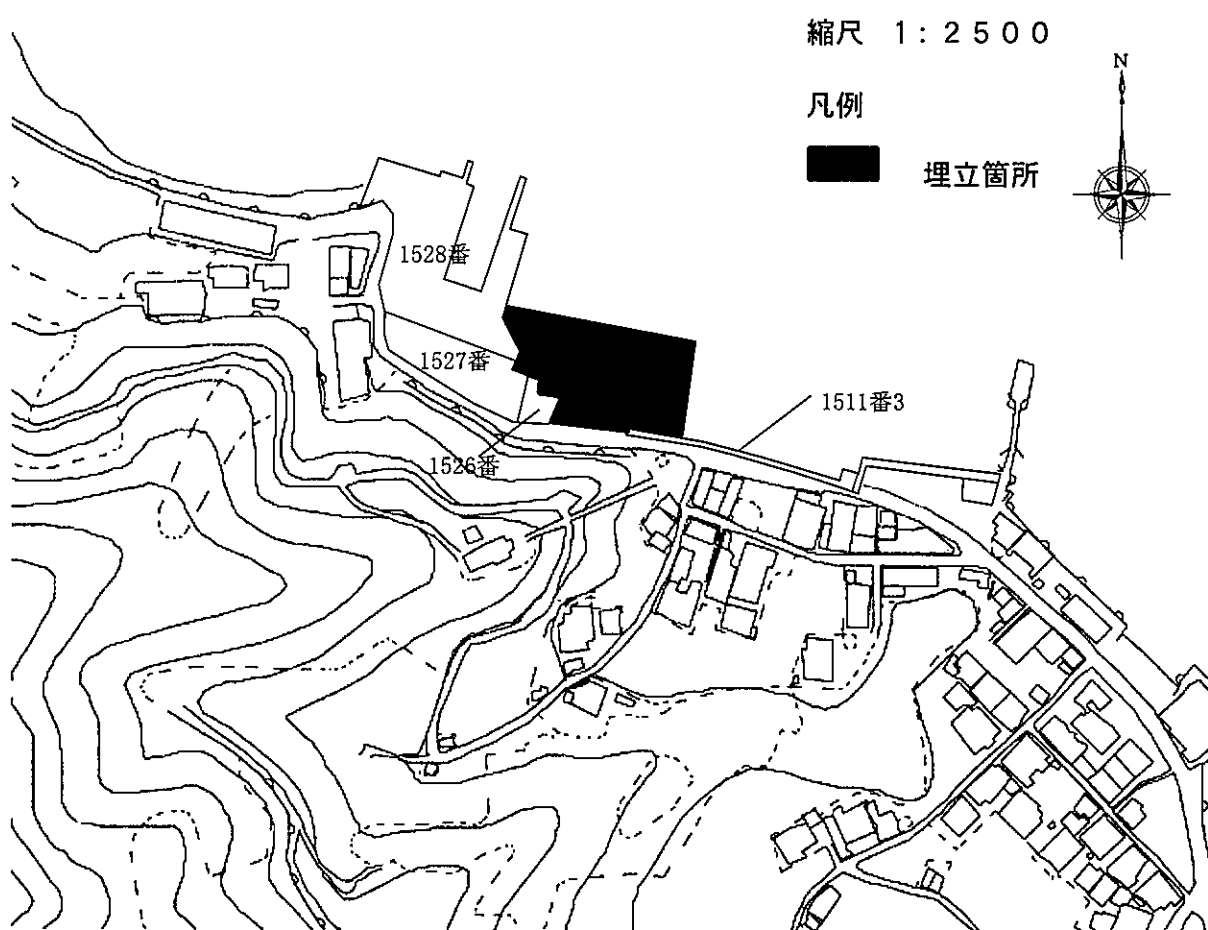
2 前項の規定による処分をしたときは、市町村長は、これを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

「参考」

公有水面埋立箇所図

1	埋立免許 令和3年7月12日 今治市指令農水管第175号
2	埋立権者 今治市
3	埋立場所 今治市大三島町浦戸1528番から同1511番3までの地先公有水面
4	埋立面積 2,637.47平方メートル
5	竣工認可 令和4年12月21日 今治市指令建港第230号



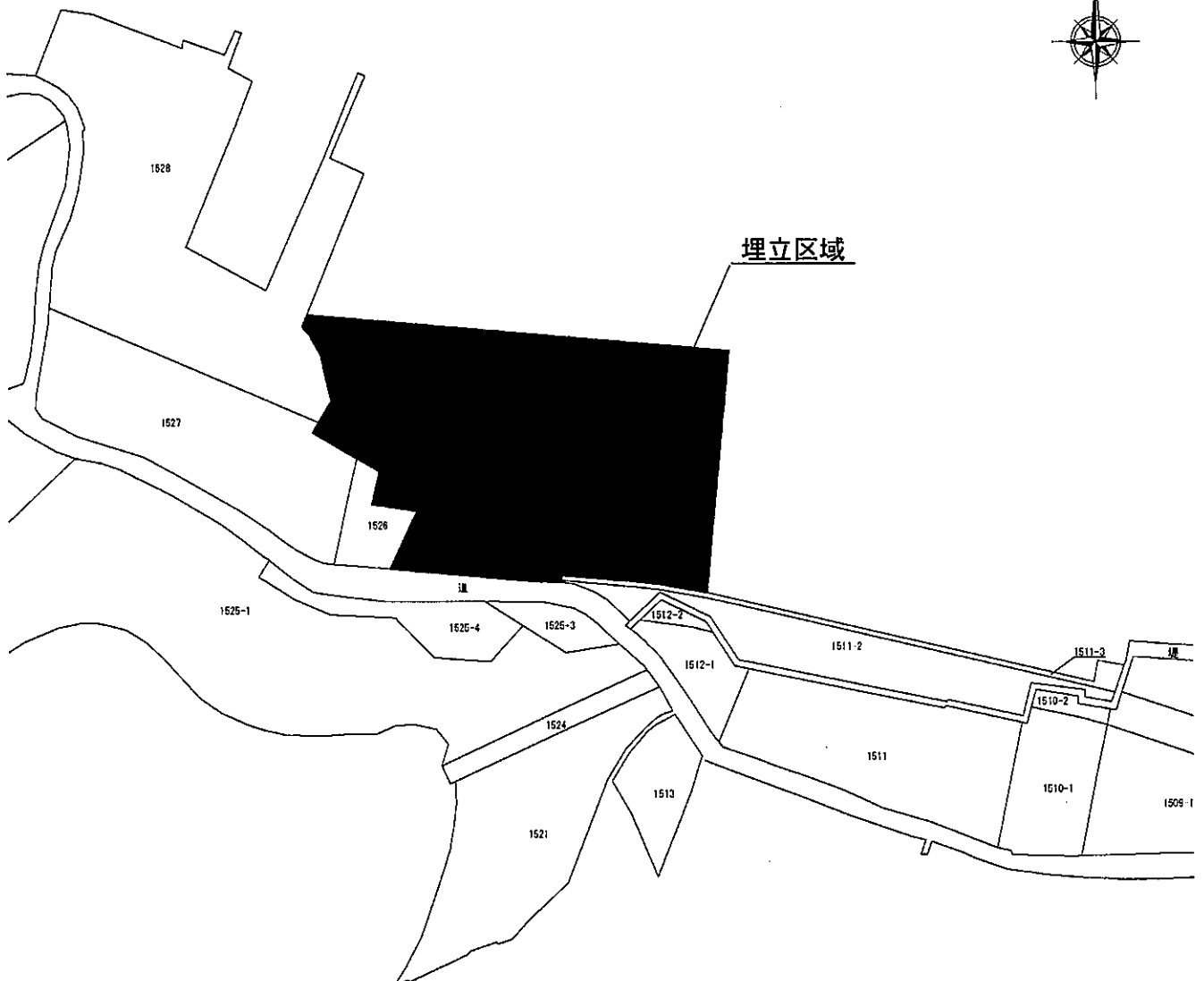
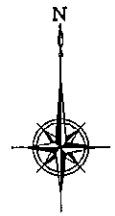
「参考」

地籍図

凡 例

■ 埋立箇所

縮 尺 1:1000



市営土地改良事業の施行について（旦地区）

市営土地改良事業を次のとおり施行することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- | | | |
|---|-----------|-------------|
| 1 | 土地改良事業の種類 | 県単独補助土地改良事業 |
| 2 | 工事施行地区 | 旦地区 |
| 3 | 施行年度 | 令和5年度 |
| 4 | 工 種 | かんがい排水 |
| 5 | 概算事業費 | 5,500,000円 |
| 6 | 施行方法 | 請負施行 |

「参 考」

県単独補助土地改良事業（旦地区）

工事概要

現場打コンクリート水路（B1.2×H0.9）L=46m

「参 照」

土地改良法（抜すい）

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

市営土地改良事業の施行について（宅間地区）

市営土地改良事業を次のとおり施行することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- | | | |
|---|-----------|-------------|
| 1 | 土地改良事業の種類 | 県単独補助土地改良事業 |
| 2 | 工事施行地区 | 宅間地区 |
| 3 | 施行年度 | 令和5年度 |
| 4 | 工 種 | かんがい排水 |
| 5 | 概算事業費 | 5,000,000円 |
| 6 | 施行方法 | 請負施行 |

「参 考」

県单独補助土地改良事業（宅間地区）

工事概要

水路底張（ $B=0.5 \sim 1.2$ $t=0.12$ ） $L=550m$

「参 照」

土地改良法（抜すい）

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

市営土地改良事業の施行の変更について（関前大下地区）

市営土地改良事業を次のとおり変更することについて、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年3月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

記

- | | | |
|---|-----------------------|--|
| 1 | 変更しようとする
土地改良事業の種類 | 県単独補助土地改良事業
(令和4年6月28日議決 議会第3回議案第68号) |
| 2 | 工事施行地区 | 関前大下地区 |
| 3 | 施行年度
(変更前) | 令和4年度～令和5年度
令和4年度) |
| 4 | 工 種 | かんがい排水 |
| 5 | 概算事業費
(変更前) | 8,600,000円
6,600,000円) |
| 6 | 施行方法 | 請負施行 |

「参 考」

県単独補助土地改良事業（関前大下地区）

工事概要

（変更前）

送水ポンプ N＝2 基

（変更後）

送水ポンプ N＝2 基

配電盤工 一式

配水槽水位計 一式

変更理由

当初計画時には判明していなかったが、工事を開始したところ揚水ポンプ以外に、配水槽の電気系統にも故障が判明したため、事業費の増額及び施工期間を延伸しようとするもの。

「参 照」

土地改良法（抜すい）

（土地改良事業の開始）

第96条の2 市町村は、土地改良事業計画を定めて土地改良事業を行うことができる。

2 前項の規定により土地改良事業計画を定めるには、市町村は、あらかじめ、当該市町村の議会の議決を経て、土地改良事業の計画の概要（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業に係る計画の概要及び農林水産省令で定めるときにあつては全体構成）を定め、その計画の概要（全体構成を定める場合にあつては、その全体構成を含む。）その他必要な事項を公告して、その事業の施行に係る地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者の3分の2（2以上の土地改良事業を併せて施行する場合には、その各土地改良事業につき、その施行に係る地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2）以上の同意を得、かつ、当該土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区があるときは、その土地改良区の同意をも得なければならない。

3～7 略

（土地改良事業の変更等）

第96条の3 前条第1項の規定により土地改良事業を行う市町村は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

2～6 略

船舶交通特別会計への繰入れについて（令和5年度）

船舶交通特別会計は、令和5年度今治市一般会計から62,572千円以内を繰り入れる。

令和5年3月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「参 照」

地方財政法（抜すい）

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

港湾事業特別会計への繰入れについて（令和5年度）

港湾事業特別会計は、令和5年度今治市一般会計から19,927千円以内を繰り入れる。

令和5年3月2日提出

今治市長 徳 永 繁 樹

「参 照」

地方財政法（抜すい）

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。